

京都の文化財

第三十二集

京都府教育委員会

序　　文

京都府教育委員会では、平成二十三年一月に策定した「京都府教育振興プラン」つながり、創る、京の知恵―」において、歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人の育成を進めており、京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成を主要な施策の一つとして推進しています。文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値を持っています。京都の文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することは、これからの社会においてますます大切になってきています。

この『京都の文化財』第三十二集は、「海の京都」の歴史を知る上で基礎資料となる伊根町の神社の棟札をはじめ、平成二十五年度に本府が三十二回目の指定・登録等を行いました文化財を紹介したものです。この冊子の刊行に当たり、御協力をいただいた各文化財所有者、関係機関の皆様には感謝申し上げますとともに、本冊子が府の歴史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成二十六年十一月

京都府教育委員会

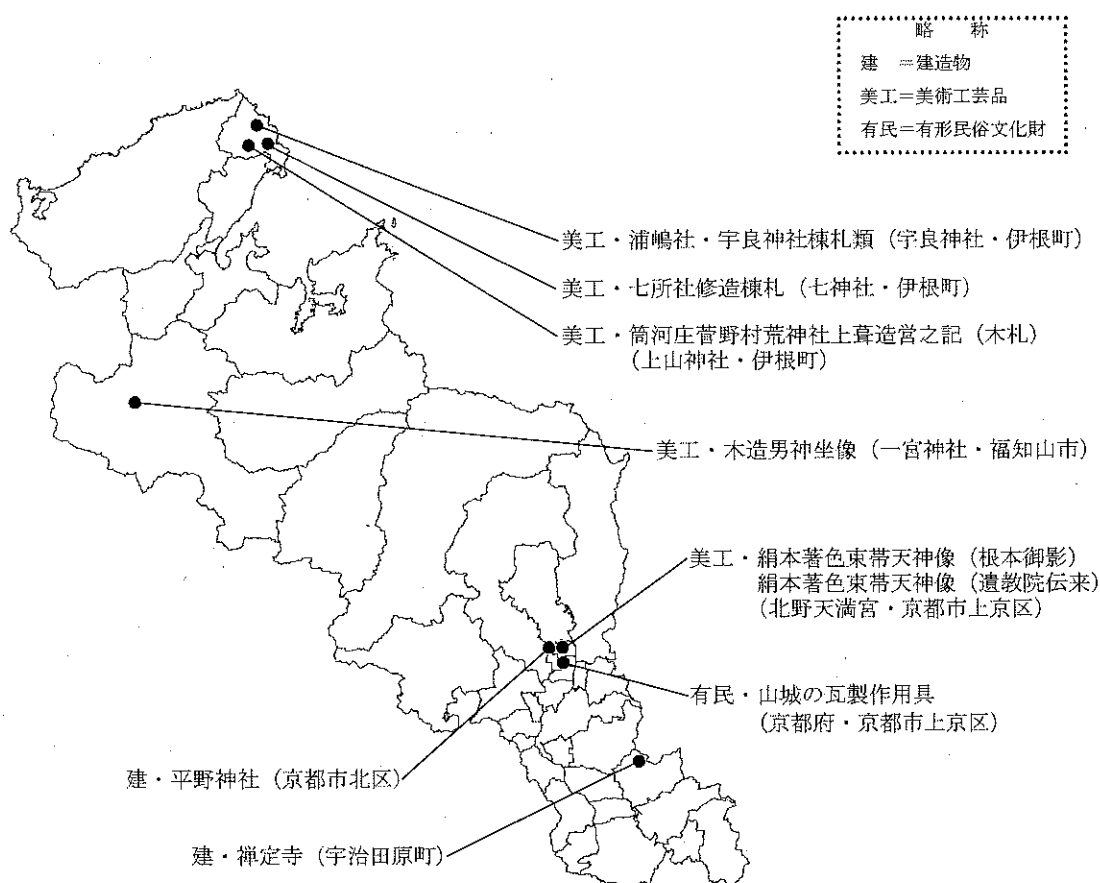
教育長 小田垣 勉

凡例

- 一、本図録には、第三十二回京都府指定・登録等文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
名称 員数（指定・登録の別）
所在地の住所
所有者
法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
時代
解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を明記した。

これまで刊行された『京都の文化財』、『守り育てようみんなの文化財』は、京都府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。

http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/cms/?page_id=200



目次

序文

凡例

有形文化財

建造物

平野神社

拝殿

南門

縣社

中門

禪定寺

本堂

仁王門

觀音堂

庫裏

美術工芸品

絵画

絹本着色束帶天神像（根本御影）

京都市上京区（北野天満宮）

11

絹本着色束帶天神像（遺教院伝来）

彫刻

木造男神坐像

福知山市（一宮神社）

16

古文書

浦嶋社・宇良神社棟札類

伊根町（宇良神社）

19

七所社修造棟札

伊根町（七神社）

26

筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記（木札）

伊根町（上山神社）

28

有形民俗文化財

山城の瓦製作用具

京都市上京区（京都府）

31

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・

選定保存技術及び文化的景観件数一覧

35

建築物

平野神社

四棟（指定・登録）

京都市北区平野宮本町
宗教法人 平野神社

- 拝殿 一棟（指定）
- 南門 一棟（指定）
- 縣社 一棟（登録）
- 中門 一棟（登録）

構造形式

- 拝殿 桁行二間、梁行一間、一重、入母屋造、妻入、檜皮葺
- 南門 一間薬医門、切妻造、棧瓦葺、両袖塀附属、本瓦葺
- 縣社 一間社春日造、檜皮葺
- 中門 桁行四間、梁行一間、一重、唐破風造、妻入、檜皮葺

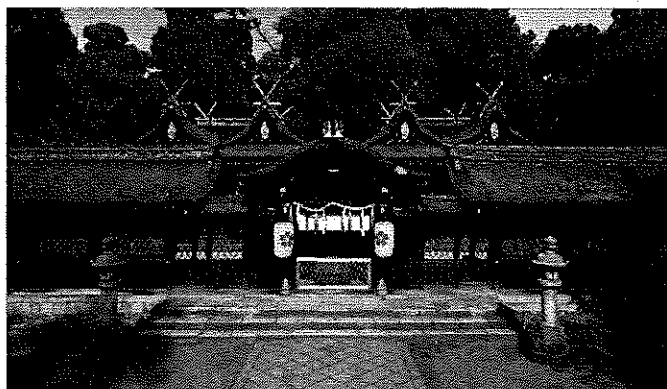
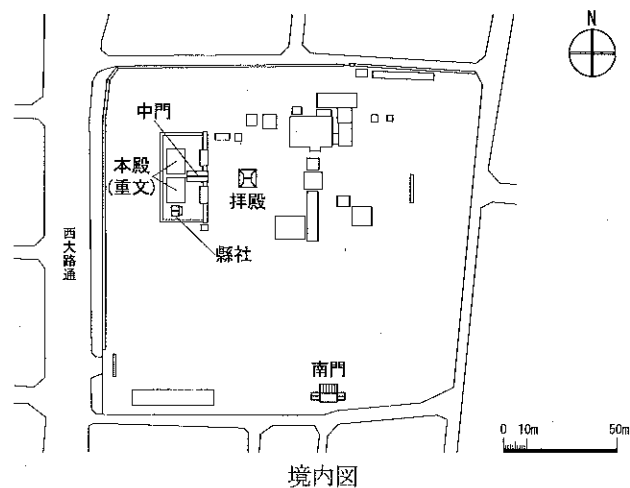
建立年代

- 拜殿 慶安三年（一六五〇）頃「社記」
- 南門 元和五年（一六一九）頃（伝女御御里御殿）「社記」、慶安四年（一六五二）頃及び昭和一七年移築
- 縣社 寛永八年（一六三一）「棟札写」、昭和一二年大修理
- 中門 承応二年（一六五三）頃「社記」、昭和一二年改造

平野神社は、京都市北区に鎮座し、『延喜式』神名帳に「平野祭神四社」と記される式内社で、二十二社に列する。本殿祭神に今木神（第一殿）

久度神（第二殿）・古開神（第三殿）・比売神（第四殿）の四座を祀る。当社は、桓武天皇が平安京遷都の後、生母高野新笠の祖神を大和国から遷し祀ったもので、『類聚三代格』延暦二十年（八〇二）五月一四日の太政官符に「平野祭」の記載があることから、遷都から程遠くない時期に創建されたと考えられる。中世に一時荒廃するが、西洞院時慶（一五五二〜一六四〇）が再興を図り、寛永期に本殿などが建立された。近世の境内は、「御本社・県社・向唐門・廻廊・拝殿・祓殿・神楽所・御供所・神宝藏・表門・神人居所」が建ち並び、社領「百石」を領していたことが、『京都御役所向大概覚書』『享保二年（一七一七）頃』に記されている。近代に至ると、明治五年（一八七二）五月に官幣大社に列せられた。

境内は、重要文化財に指定されている比翼春日造の本殿二棟「寛永三年



境内中心部（中門及び本殿）

(二六・二六) (第一殿・二殿)、寛永九年(一六三二) (第三殿・四殿) があるほか、桜苑は花山天皇が寛和元年(九八五)に手植されて以降桜の名所として名高く、平野の夜桜として親しまれ今日に至る。

拝殿は、桁行二間、梁行一間、入母屋造、檜皮葺で、境内北西寄りに東面して建つ。平面は、十六尺四方の吹放しとし、四周に高欄付切目縁が廻り、正面及び背面に木階四級を設ける。軸部は、亀腹上礎石に面取角柱を建て、地覆、切目長押、内法長押で固める。桁行は柱上に舟肘木を載せて桁を受け、梁行は成の大きい軒桁を柱で直接受ける。軒は二軒疎垂木、妻飾りは木連格子とし、簷付蕪懸魚を吊る。床は拭板敷で、天井を折上小組格天井とする。

『平野集説』(官幣大社平野神社社務所、昭和十二年)に引用された「平松家旧記抄」の項に「慶安三年、拝殿従東福門院御建立、歌仙者寛文比、時量寄進之、陽明基熙公令染御筆給、海北友雪図之」とあり、拝殿は慶安三年(一六五〇)、東福門院寄進による建立と伝わる。内部の三十六歌仙絵は、平松時量(一六二六―一七〇四)の寄進で、寛文年間(一六六一―一六七二)に海北友雪(一五九八―一六七七)が描き、後に関白となる近衛基熙(一六四八―一七二二)が記したと伝わる。歌仙の姿態、暈縁や水波の描写など、歌仙扁額図像の典型を踏襲し、装束の描写、個性を描き分ける面貌の表現などに優れた絵画表現が認められる。

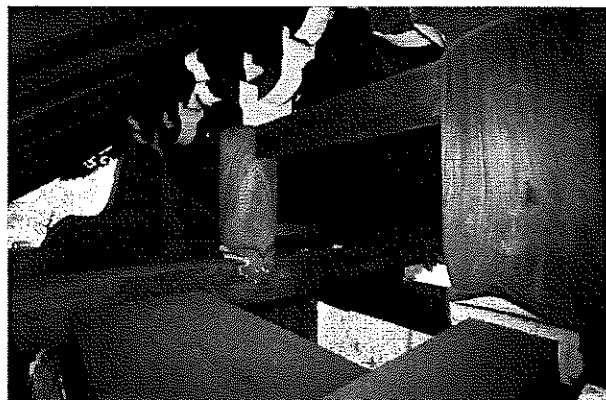
近代に至り、明治十五年(一八八二)一月から同年三月にかけて修理を行ったことが小屋裏に残る棟札より判る。また、昭和九年には室戸台風の被害を受け、内務省神社局直轄工事として、昭和十年九月から同年十月にかけて屋根葺替等の修理工事を行っている。このように近代に大きな修理が行われているが、構造形式の大きな改変は見られず、また柱材は比較的面取りが大きく、材の風蝕具合から見ても江戸時代前期に遡るものと考えられる。



南門



拝殿



南門 上部架構

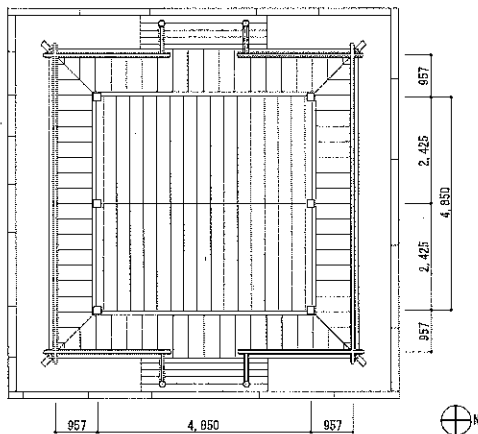


拝殿 内部

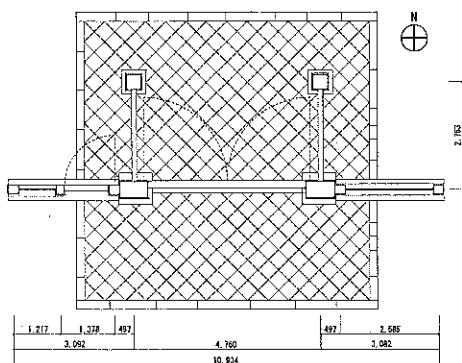
南門は、一間薬医門、切妻造、棧瓦葺で、境内南側の上立売通に面して建つ。平面は、本柱の左右に本瓦葺の袖塀を備え、向かって左側袖塀に潜を設ける。軸部は、本柱に五平の柱を建て、両開板扉を吊り、控柱に面取角柱を建てる。本柱控柱間は腰貫と頭貫で固め、腰貫頭貫間に筋違を入れる。本柱間は冠木を載せ、控柱間は柱頭を虹梁型頭貫で繋ぎ、冠木と虹梁型頭貫の間に男梁を渡す。男梁は本柱間に四通り渡し、大瓶束をそれぞれ建て、頭貫で繋ぐ。大瓶束上は平三斗、控柱上は大斗肘木を組む。軒は二軒疎垂木、妻飾りは男梁上に内側片蓋大瓶束付の墓股を据える。

前掲『平野集説』『平松家旧記抄』の項に「同（慶安）四年、建御門、被申請、禁裏之旧門」とあり、慶安四年（一六五一）に内裏の門を下賜されたと伝わる。この年代に内裏から移築されたとすると、慶長度より造営された内裏周辺の門が想定され、同様の由緒のあるものに重要文化財仁和寺本坊表門がある。慶長度造営内裏西御台所門の遺構とされ、具体的には「慶長度内裏指図」「宮内庁書陵部所蔵内匠寮本、承応二年（一六五三）」に、元和五年（一六一九）造営の「女御様御里之御所」内「御台所」近くの北面西側に同規模の一間薬医門が描かれており、これが仁和寺の本坊表門になった可能性がある。

南門は、仁和寺本坊表門と平面寸法及び高さ寸法が近似値を示し、構造形式、枝割、墓股や大瓶束など細部意匠に多くの共通点があり、前述指図の「女御様御里之御所」東面北側に間口二間ほどの一間薬医門が存在することから、女御御里御殿の遺構であった可能性が十分に考えられる。なお、南門は境内東側の鳥居辺りにあったものを、昭和一七年に曳屋されて現在地に移された。また、曳屋後のある時期に本瓦葺を棧瓦葺に変更している。建立以来少なくとも二度移築されているが、当初材がよく残り、虹梁型頭貫や木鼻に施される絵様の意匠からも、江戸時代前期に遡るものと裏付けられる。



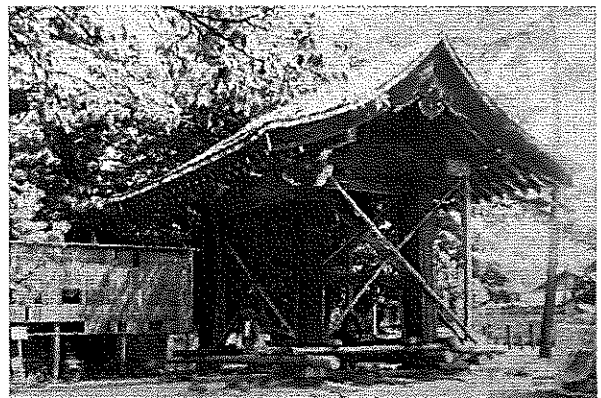
拝殿 平面図



南門 平面図



仁和寺本坊表門

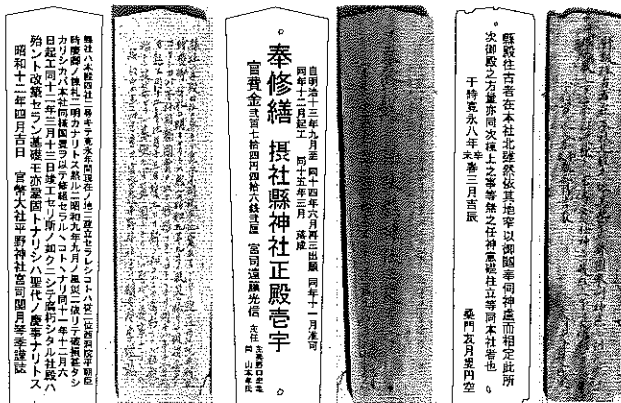


南門 曳屋状況（昭和17年）

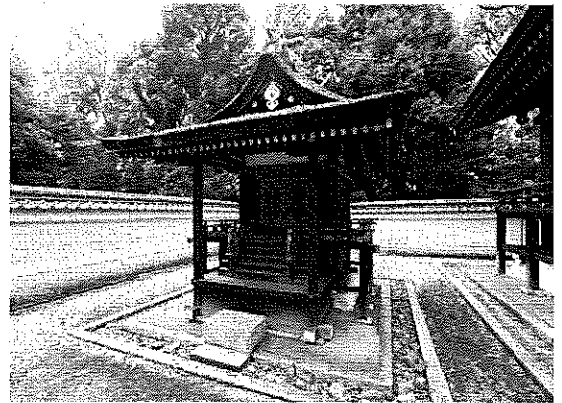
縣社は、一間社春日造、檜皮葺で、廻廊、透塀及び築地塀に囲まれた区域内の本殿の南に並立して建ち、^{あめのほひのみこと}天穗日命を祀る。平面は、身舎の正側面に高欄付切目縁が廻り、前面浜床として木階五級を設ける。身舎軸部は、龜腹上に土台を据えて円柱を建て、切目長押、半長押、内法長押で固め、柱上の舟肘木で軒桁を受ける。向拝軸部は、延石上に土台を据えて面取角柱を建て、舟肘木で軒桁を受ける。身舎柱向拝柱間は繫虹梁で繋ぐ。軒は身舎を二軒繁垂木、向拝を一軒繁垂木とし、妻飾りは豕扱首組を用いる。内陣は一室で、床は拭板敷、天井は小組格天井とする。柱間装置は、身舎正面に幣軸構えの板扉を建て、両側面及び背面は横嵌板とする。

棟札には寛永八年（一六三一）三月に上棟したことが記され、本殿第一殿・二殿と第三殿・四殿の造営の合間に建てられたことが判明する。昭和九年に室戸台風の被害を受け、内務省神社局直轄工事として、昭和十一年十二月から翌十二年三月にかけて、解体修理を行っている。この時の設計書によると、身舎柱、向拝柱、軒桁、化粧垂木など構造材を含んだ部材が取り替えられているが、当初材の長押、背面虹梁に改造はなく、平面規模は当初の形態を踏襲していると考えられる。

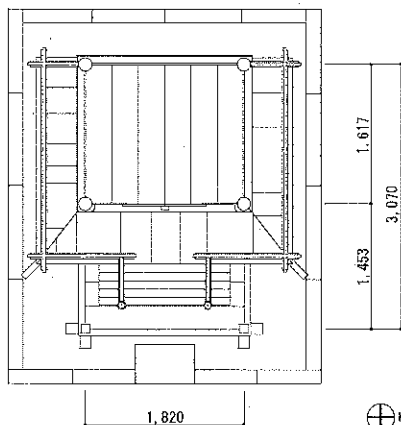
中門は、桁行四間、梁行一間、檜皮葺で、境内北西に位置する二棟の本殿中央に東面して建つ。平面は、唐薬医門形式の後方に、後世の改造で柱間三間分を追加している。軸部について、正面は、礎盤上に粽付円柱を建て、柱上部を頭貫で固め、その上に台輪を載せる。台輪上に三斗秤肘木を組み、虹梁及び軒桁を受ける。後方三間通りは、礎石上に面取角柱を建て、柱上の舟肘木で軒桁を受ける。桁行方向は内法貫、梁行方向は正面と同様の絵様を施した虹梁で繋ぐ。虹梁上には臺股を置き、化粧棟木を受ける。軒は、茨垂木を用いた一軒疎垂木とする。柱間装置は、正面に棧唐戸を吊る。正面台輪虹梁間に山鵲と菊（表面）及び牡丹と菊（裏面）の透彫彫刻を嵌める。建立時の唐薬医門部分の虹梁上臺股には、唐獅子牡丹彫刻を嵌める。



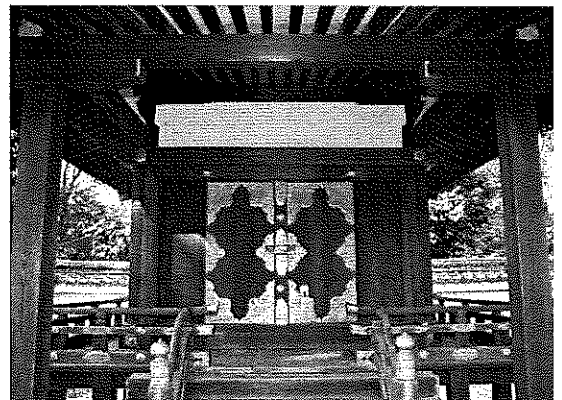
縣社 棟札（右から寛永8年、明治15年、昭和12年）



縣社



縣社 平面図



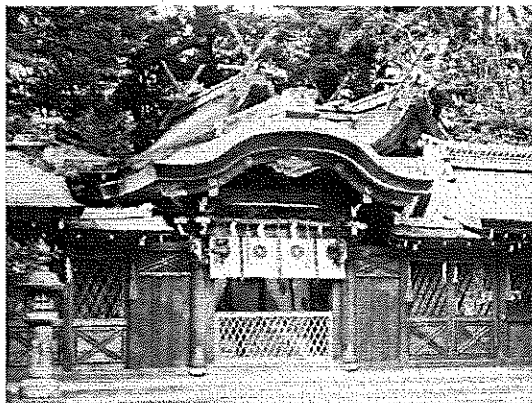
縣社 身舎正面

『平野集説』（官幣大社平野神社社務所、昭和十二年）「平松家旧記抄」の項に「承応二年、玉垣唐門以奉加造立」とあり、承応二年（一六五三）の建立と伝える。絵様、彫刻等の様式からも、この時期の建立と考えて差し支えなく、記述される唐門が現在の中門にあたると考えられる。中門は、縣社と同じく室戸台風による被害を受け、昭和十一年十二月から翌十二年三月にかけて、内務省神社局直轄で修理工事を行っていることが修理銘札より判る。当社に所蔵される昭和初期の古写真に、唐薬医門形式の中門とその後方に別棟の切妻造建物写真ることから、中門は修理工事により、後方建物と一連の唐破風屋根をもつ現在の規模に整えたことが判明する。前掲『京都御役所向大概覚書』には、「向唐門 まゑ間壱尺三寸 扣ま四尺五分」と改造前の中門の規模が記されている他、『都名所図会』（安永九年（一七八〇））や『社寺境内外区別原図』（明治五年（一八七二））にも中門が描かれており、修理前の様子が窺える。この時の修理工事では、祝詞を奏上する別棟建物を付加することで、建立時の建物を保持し、虹梁絵様を当初のものと同様にするなど、建立時の意匠を重んじた修理を行っている。そのため、当初の平面規模とは異なるが、建立時の唐薬医門部分に当初材が多く残されて、中門の当初形態が判明する。

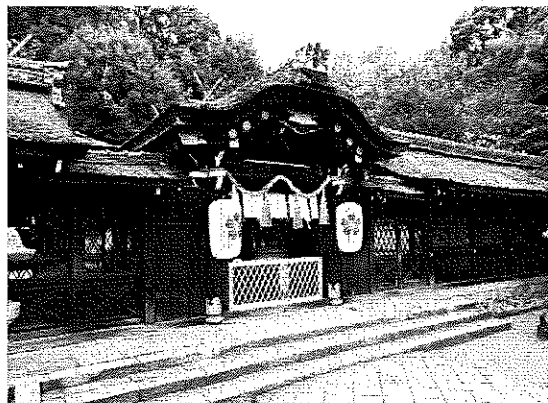
以上のように、拝殿は、四方吹放しとした舞殿形式の建物で、折上小組格天井など随所に洗練された意匠を持ち、江戸時代前期の神社拝殿建築として、歴史的・学術的価値は高い。南門は、木割が太く雄大な意匠を持ち、由緒や構造形式、意匠等から女御里御殿の遺構である可能性が窺え、その歴史的・学術的価値は高く、貴重である。

縣社は、寛永八年（一六三一）に造営されたことが棟札より判明する。後世の修理により部材の改変は認められるが、内法長押、虹梁、化粧垂木等の当初材が残り、平面規模は当初の形態を踏襲していることから、江戸時代前期の春日造本殿建築を知る上で学術上価値がある。中門は、当初材

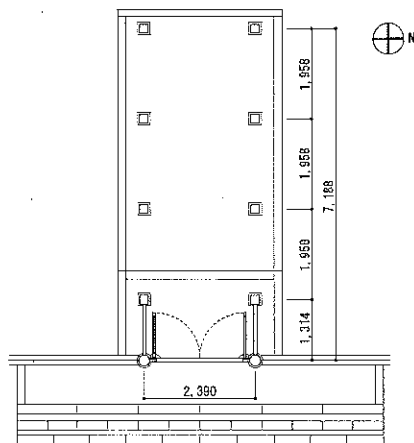
がよく残り、絵様、彫刻の細部意匠も優れていることから、江戸時代前期の建築をよく伝えている。
（田邊泰人）



中門 修理前（昭和4年）



中門



中門 平面図



中門 側面

禅定寺

四棟（指定・登録）

宇治田原町大字禅定寺小字庄地

宗教法人 禅定寺

- 本堂 一棟（指定）
- 仁王門 一棟（指定）
- 観音堂 一棟（登録）
- 庫裏 一棟（登録）

構造形式

- 本堂 桁行二四・九メートル、梁行二一・〇メートル、一重、入母屋造、茅葺、東面庇付、鉄板葺、西面及び背面庇付、棧瓦葺
- 附 開山堂 一棟 土蔵造、桁行五・四メートル、梁行四・八メートル、一重、切妻造妻入、棧瓦葺
- 仁王門 三間一戸八脚門、切妻造、本瓦葺
- 附 鬼瓦 二個 各享保六年五月中旬の篋書がある
- 観音堂 桁行正面三間、背面五間、梁行四間、一重、切妻造、正面庇付、棧瓦葺、側面及び背面庇付、銅板葺
- 庫裏 桁行二二・五メートル、梁行南面一〇・〇メートル、北面一一・〇メートル、一重、入母屋造、北面及び西面庇付、棧瓦葺
- 附 鬼瓦 一組 安永四歳末四月吉日の篋書がある

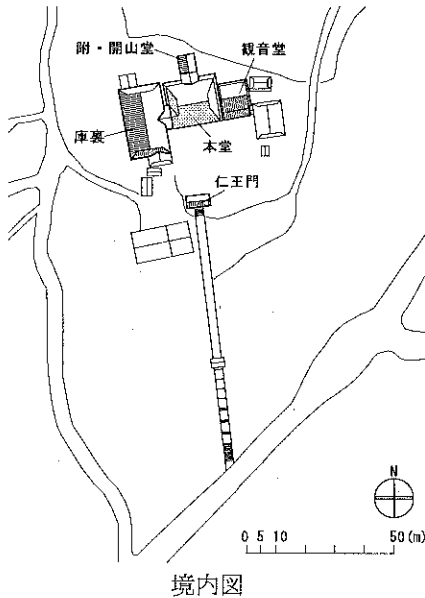
建立年代

- 本堂 享保四年（一七一九）〔普請願書〕
- 開山堂 寛政四年（一七九二）〔棟札〕
- 仁王門 享保六年（一七二一）〔瓦銘〕
- 観音堂 延宝八年（一六八〇）〔寺伝〕
- 庫裏 安永四年（一七七五）〔瓦銘〕

禅定寺は綴喜郡宇治田原町北部、田原川の支流禅定寺川の上流に位置する。曹洞宗に属し、正しくは白華補陀落山観音妙智院禅定寺と称す。

創建は平安時代に遡り、奈良東大寺の別当であった平崇が、藤原兼家の帰依を受けて東大寺正法院の末寺として開き、永延元年（九八七）より堂宇の造営を開始し、長徳元年（九九五）に完成したもので、元は華嚴宗であった。延久三年（一〇七二）には、宇治平等院の末寺となり天台宗に改宗され、摂関家の庇護のもと大いに発展したが、戦国時代になると寺運は衰退した。

延宝八年（一六八〇）、曹洞宗である加賀大乗寺の月舟宗胡が入寺し、加賀藩前田家の家老本多安房守政長などの援助を得て再興し、諸堂の整備が進められた。観音堂はこの時期に建立されたものと考えられ、室内には同九年（一六八二）銘の殿鐘を吊る。本堂は、享保四年（一七一九）十月十八日付けの奉行に提出した書類の控えである、「普請之御願控」（禅定寺蔵）に建て直しの記述があり、この時期の建立と考えられる。仁王門も同普請願書に本堂と併せて建て直しの記述があり、さらに鬼瓦に同六年（一七二二）の篋書があることから、この時期の建立と判断される。



境内図



遠景

安永三年（一七七四）の「普請之御願」（禅定寺区有文書）には、庫裏の建て直しの記述が見られ、また鬼瓦には同四年（一七七五）の箋書があることから、庫裏はこの時期に建立された。開山堂は棟札より寛政四年（一七九二）に建立され、同時期に本堂内陣の改造を行った。以後、安政年間（一八五四〜六〇）や明治、大正、昭和に諸堂の修造を行った。

本尊の木造十一面観音立像「重要文化財、平安時代中期」など、平安時代の古像を多数残し、それらは昭和四九年に建てられた宝物殿に安置されている。また、境内域が京都府歴史的な自然環境保全地域に指定されるなど、歴史的な風土を保っている。

敷地内には、南から表門、仁王門、本堂が軸線上に並ぶ。宝物殿は仁王門の手前の西側に東面して建ち、本堂背面に開山堂、東隣に観音堂、西隣に庫裏が建つ。

本堂は桁行一四・九メートル、梁行一一・〇メートル、一重、入母屋造、茅葺の建物で南面して建つ。東面には鉄板葺の庇、西面及び背面には棧瓦葺の庇を付す。平面は六間取方丈形式とし、正面に広縁を配し、東面、西面、背面に縁を廻らす。前列中央の大間は一七畳半、両脇は各一〇畳を配する。後列中央が一四畳大の内陣で、両脇は各八畳とし、東室にはトコと押入を設ける。内陣は後方に来迎柱を建てその前に須弥壇を置き、釈迦如来を安置する。その背面側は開山堂に続く取合部が接続する。なお、内陣の来迎柱廻りの形式は、開山堂を建立した寛政四年（一七九二）頃に改造されたと考えられ、当初は通し仏壇であったことが、柱に残る痕跡などからわかり、曹洞宗本堂の古式を示す。軸部は礎石上に面取角柱を建て、足固貫、差物、飛貫等で固め桁を直接受ける。内陣正面中央間には虹梁形飛貫を入れる。軒は一軒疎垂木、妻飾りは木連格子とする。床は広縁、縁、内陣を拭板敷とし、他は畳敷とする。天井は広縁が化粧屋根裏、その他は竿縁天井とし、内陣は折り上げ、北西室は中央位置に胴差を設ける。柱間



本堂 小屋組



本堂



本堂及び開山堂



本堂 内部

装置は、側廻りはアルミサッシ、入側は腰障子、室境は襖とし、北東室の物入境の襖には水墨画を描く。小屋組は小屋梁から直接建てる棟束と、二重梁上に架け渡した扱首組の両者で野棟木を受ける構造となっている。

本堂の形式は南山城地域の曹洞宗寺院において、興聖寺本堂「宇治市指定文化財、慶安二年（一六四九）」に次いで古い。また曹洞宗本堂では広縁前を土間とする事例が多いが、当堂は土間を持たない点で興聖寺本堂と共通する。

開山堂は土蔵造、桁行五・四メートル、梁行四・八メートル、一重、切妻造、妻入、棧瓦葺の建物で南面する。内部後方に仏壇を構え、仏壇中央は花灯窓で仕切り、内部に中興開祖月舟の木像を安置する。内部見返し入口上部に棚を設け、中央は花灯窓、両脇は引違の板戸で仕切る。軸部は礎石上に角柱を建て、床は拭板敷で天井は竿縁天井とする。入口は両開の土戸とし、両側面に片引の窓を入れる。開山堂は棟札より寛政四年（一七九二）の建立と考えられ、本堂内陣の改造と同時期のもので、本堂の変遷過程を知る上で重要である。

仁王門は三間一戸八脚門、切妻造、本瓦葺で南面する。両脇間後方に仁王像を安置する。軸部は礎石上に面取角柱を建て、中央間は虹梁形飛貫で、その他は地覆、腰貫、内法貫で固める。棟通りの柱上には冠木を載せ、その上に男梁を架ける。桁行中央は棟束を建て化粧棟木を受ける。天井は化粧屋根裏、軒は一軒疎垂木で、内部は土間とする。正面両脇間に花灯窓を開き、仁王像の各通路側に開戸を設ける。仁王門は正面両脇に花灯窓を開き、後方両脇に仁王像を安置する形式で、曹洞宗寺院の門の一事例を示すものとして重要である。

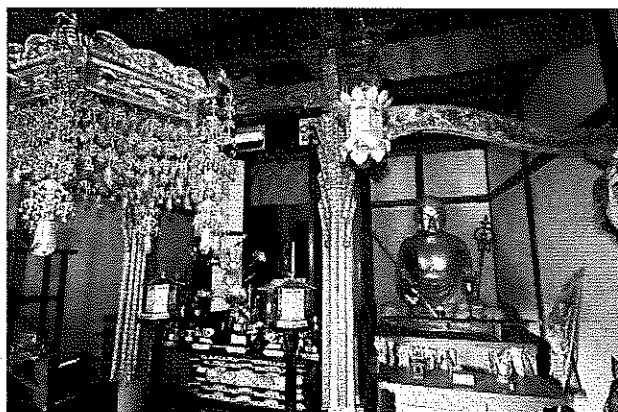
観音堂は、桁行正面三間、背面五間、梁行四間、一重、切妻造で南面する。正面に棧瓦葺、側面及び背面に銅板葺の庇を設ける。中央後ろ寄りに四天柱を建て、四天柱内に須弥壇を設け、その上に厨子を置く。左右に脇



観音堂



仁王門



観音堂 内部



仁王門 内部

壇を、前面には前机を置く。堂内には本尊である十一面観音立像を安置していたが、宝物殿建設に伴い、現在では須弥壇に観音菩薩、両脇壇に地藏菩薩、大日如来などを安置する。

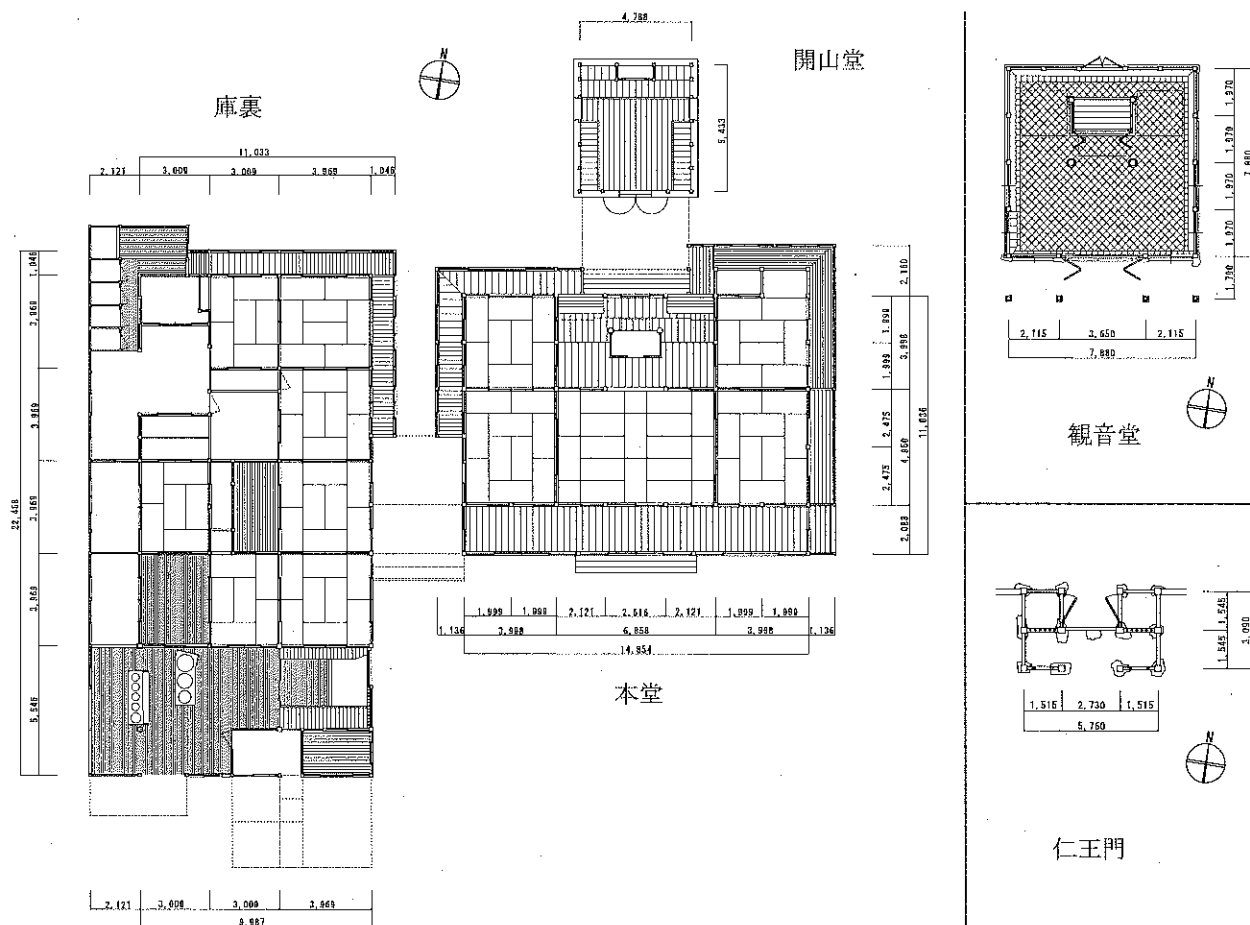
側柱は面取角柱で礎石上に建ち、地覆、長押で固める。四天柱は上下粽付丸柱で、礎石上の礎盤に建てる。四天柱間を木鼻付き虹梁形頭貫で繋ぎ、柱上は三斗枅肘木、中備に正面は墓股、側面及び背面は間斗束を用いる。前方の四天柱から左右の側柱に海老虹梁を掛け渡し、四天柱廻りと海老虹梁は極彩色で飾る。軒は一軒疎垂木、床は四半敷で、天井は、四天柱内を折上組入天井、その他を竿縁天井とする。当初は、像高約二・九メートルある十一面観音立像を安置していたため、天井高は約四・五メートルとなる。柱間装置は正面中央に棧唐戸と腰高障子引分、両脇間が腰高障子引違、背面中央が板戸両開、東面前寄り二間分が障子窓引違、西面前寄り一間が腰高障子引違、二間目に障子窓引違が嵌る。

中央仏壇上部の飛天板絵二枚は安政四年（一八五七）に描かれたもので、仏壇はその頃の改造と考えられる。四天柱廻りの柱や虹梁、組物などはよく当初材を残すが、背面側の柱は後補材が占める。

観音堂は、改造を受ける部分があるものの、四天柱廻りの柱や虹梁、組物などは当初材をよく残す。比較的小規模な切妻造の建物であるが、観音立像を安置するため、天井を高くし、四天柱内を折上組入天井にして求心的な内部空間を構成した建物である。

庫裏は桁行二二・五メートル、梁行南面一〇・〇メートル、北面一一・〇メートル、一重、入母屋造、北面及び西面庇付、棧瓦葺の建物である。

南北に細長い平面で、南側を庫裏、北側を座敷としての機能を合わせ持つ。南側は東に土間の玄関と、西に桁行三間、梁行四間大の大きな板敷の間が並ぶ。玄関から北には八畳間が四室並ぶ構成で、各室の西側には大小の室で区画される。





庫裏



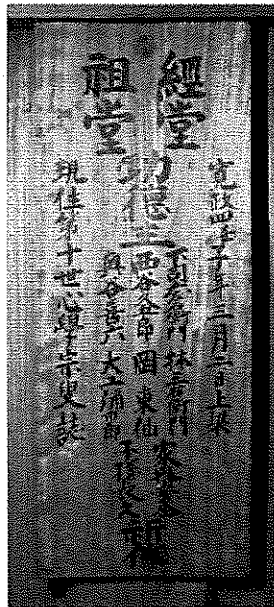
庫裏 内部

軸部は面取角柱を礎石上に建て、軒は一軒疎垂木とする。天井は各室竿縁天井とするが、玄関は根太天井とする。北東部、南側板敷や西側各室で改変が認められるものの、小屋組材には当初材がよく残り、軸部材においても東面通り以外は比較的残る。庫裏は、座敷の機能を合わせもった建物で、曹洞宗寺院庫裏の一例を示すものとして重要である。

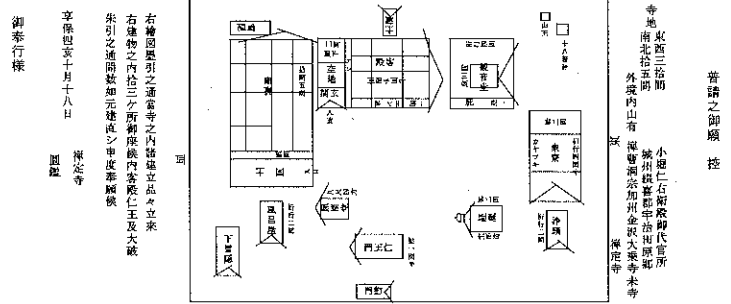
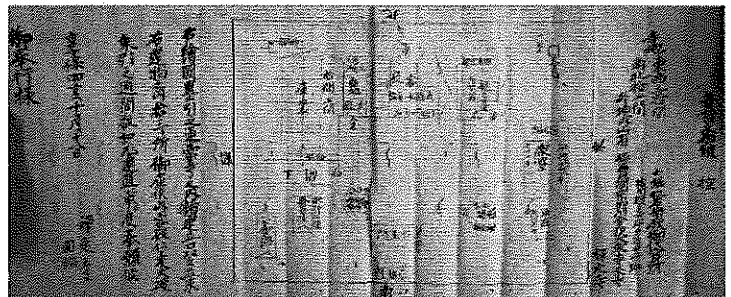
以上のように、禅定寺の本堂、仁王門及び開山堂は、江戸時代中期から後期にかけての曹洞宗寺院建築を知る上で重要で、学術的価値の高いものである。また本堂においては、南山城地域における古例に属し、比較的大規模な茅葺屋根で、特徴ある小屋組構造を持つ点で技術的にも注目される。江戸時代中期に遡る観音堂と庫裏は、本堂、開山堂、仁王門と共に、禅定寺の境内景観を構成する建造物群として重要で、近世の曹洞宗寺院建築の一樣相を知る上でも貴重である。

(引間俊彰)

寛政四壬子年三月二日上梁
 経堂 下司六左右衛門 林三右衛門 家内安全
 功徳主 西谷久五郎 岡 東仙 祈攸
 祖堂 奥谷喜六 大工弥市郎 子孫長久
 現住第十世心学宗学誌



開山堂棟札



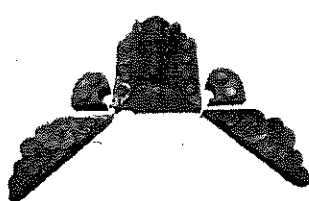
普請願書 (禅定寺蔵、宇治市歴史資料館寄託)



江州栗太郎
 田上庄閼津村
 瓦師松右衛門



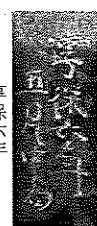
安永四歳
 未四月吉日



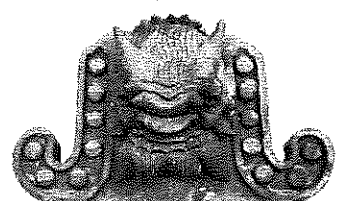
庫裏鬼瓦



山州都頭郡岩本村
 瓦師六兵衛



享保六年
 五月中旬



仁王門鬼瓦

美術工芸品

絹本著色束帶天神像（根本御影）

一幅

絹本著色束帶天神像（遺教院伝来）

一幅

（絵画・指定）

京都市上京区馬喰町
宗教法人 北野天満宮

法 量

（根本御影）

縦八四・三センチメートル

横三四・二センチメートル

（遺教院伝来）

縦八三・五センチメートル

横三四・八センチメートル

品質構造

（各）

掛幅装 画絹一副一鋪

図 様

（各）

高麗縁の上疊に画面右斜め前方を向いて坐す天神を描く。黒の巾子冠を戴き、赤の内衣、黒の袍を着し、表袴を穿き坐す。腰の前後に平緒、裾を垂下させ、襪を着す。両手は袍に覆われ、拱手して笏を持ち、毛抜形太刀を佩く。画面上部の左方には色紙形が施され、詩文が書される。

巾子冠は淡墨で輪郭線を描き、濃墨で内部を塗り込める。二条の纓は重ねて右肩へ垂らす。淡墨で輪郭線を描き、より薄い墨で内側を塗り、濃墨の割菱文を散らす。袍は黒地に黒で花立涌文をあらわし、輪郭を描き起す。表袴は白で窠に霞文をあらわし、輪郭を墨

で描き起す。內衣を赤、襪を白に塗り、輪郭を墨線で描き起す。平緒は輪郭を墨線であらわし、これに沿うようにして外側から順に赤、白の線を引く。その内側には赤い線で描いた菱形を並べる区域を設け、さらに内側に桃色、褐色の輪郭線を引き、最も内側の区画を青で賦彩する。並べられた菱形の内側は赤の輪郭に沿うように褐色で線を引き、その内側を白とする。菱形の外側は桃色と萌黄色を交互に配する。平緒の最も内側の区画には梅を描く。緑味を帯びた灰色で幹を描き、白の円に赤の点を添えて白梅花をあらわす。裾は墨線で輪郭を引き、白で浮線綾を配する。

顔には口髭、顎髭を蓄える。顔は肌色の地に赤色で隈を施す。頭髮、眉、髭は墨の毛描きであらわす。眼は虹彩を褐色に、強膜を白色とし、虹彩の輪郭線と瞳孔を濃墨で描き、上下の瞼に毛描きで睫毛を描く。唇の輪郭を薄墨で引き、内側を赤で彩色する（ただし上唇は「丁」字形にのみ赤の顔料が載る）。唇の内側には濃墨の線により歯をあらわし、口の内側を赤く賦彩する（舌をあらわすか）。首には二条の墨線を引く。

笏は墨線であらわし、褐色に賦彩する。太刀はほぼ反りのない柄のみをあらわす。地板と紐は青く塗り、毛抜形、覆輪、冑金、金具は墨線の内側に赤の線を重ね、内側を金泥で塗る。天神の坐す畳は墨で引いた縁の横線によつてあらわす。内側を緑色に賦彩し、縁は白地に墨で大紋を描く。画面上端左側には墨線で色紙形を表す。右側を赤で、左側を白で均質に塗り、道真作の七言絶句「九月十日」を各二行ずつ書す。

色紙形

（思）

（持）

（各） 去年今夜侍清涼、秋憶詩篇独断腸、恩賜御衣今有此、捧将毎日拜餘香
※カッコ内は『菅家後集』所載「九月十日」の字句

保存状況

(根本御影)

折れや絵具層の剥離・剥落が随所に見られる。

(遺教院伝来)

折れや絵具層の剥離・剥落が甚だしく、過去修理の痕跡が画面全体に確認される。

伝 来

(根本御影)

当社の「明治三十七年二月古文書宝物什器追加目録」(参考資料一)によれば、古くから当社什宝であつたが、社外転伝を経た後、明治二十七年に白石氏の寄附により当社に戻つたといふ。

(遺教院伝来)

添付の授与状によれば、比叡山延暦寺東塔南谷の僧坊、遺教院鎮守の天神社に伝来し、元治元年(一八六四)に雨森氏の所有となつた(参考資料三)。同じく添付する「菅公神像伝来略記」(授与状の筆者である実讓が記したもの)は、菅原道真が左遷の際に尊意へ授与したとの由緒を記す(参考資料四)。その後、大正十三年(一九二四)に田中一馬氏奉納により当社所蔵となつた。

参考資料

(一) 北野天満宮所蔵「明治三十七年二月古文書宝物什器追加目録」

一御神影

伝云信実朝臣画絹本着色古当社什宝ノ処所在ヲ失ヒ民間ニ涉リ転伝白石氏ノ手ニ入り白石氏没後同人室春女遺命ニヨリ明治二十七年六月寄附

(二) 根本御影添付「白氏延世氏所蔵菅神御像ノ辨」奥書

尚房謹云此ノ御像伝来ハ詳ナラザレドモ凡六百年前ノ古画ニシテ筆力精絶且コノ御像ニシテ如此服飾ヲ正シク画キタルヲ見ズ実ニ珍重スベキナリ

明治十七年七月十二日 北野神社宮司従七位田中尚房「尚房」(朱文方印)

(三) 遺教院伝来本添付授与状

記

元比叡山延暦寺南谷遺教院
鎮守菅公神像老軸
其許信仰ニ付応需授与
被申候也
元治元年甲子年八月

雨森氏

遊樂院「釈実讓印」(白文方印)

(四) 遺教院伝来本添付「菅公神像伝来略記」

記

菅公神影へ恩賜御衣へ御詩へ老軸

右者比叡山南谷遺教院尊意

僧正菅公左遷之際授与之
神影ナリ惜哉伝記元龜之乱

二焼失我先師大乘院一乘

菩薩亮讓律師所護持而実

無疑之神筆ト所申伝也惜哉

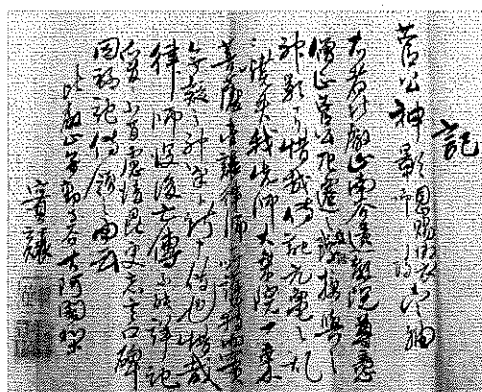
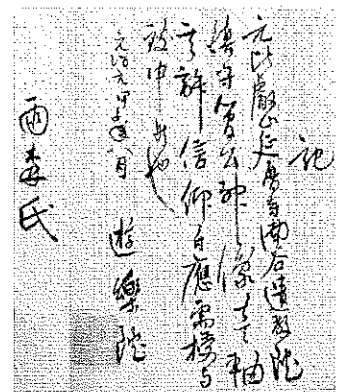
律師没後亡伝不能詳記

爰ニ不肖慮後毘忘其口碑

因縁記伝領之由云

比叡山無動寺谷大阿闍梨

実讓「叡山」(朱文方印)「実讓」(白文方印)



(五) 遣教院伝来本箱蓋裏墨書

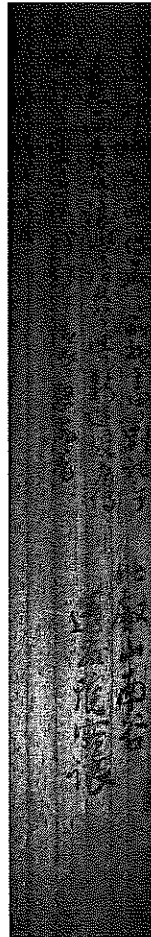
這ノ神像ハ余カ旧ク伝蔵スル所縁其由ヲ別記シテ先般雨森氏へ譲与ス同氏今
匣ヲ新造ス故都伝領ノ証トシテ余ニ一言ヲ匣ノ裡ニ題セシニ請依テ応需書

明治十八年六月

比叡山南谷

遣教院実譲 「叡山」(朱文方印)「実譲」(白文方印)

時 代 南北朝時代～室町時代



北野天満宮の所蔵となる同図像の天神像である。一幅は藤原信実筆として伝来し根本御影と称される。他方は道真が尊意に授与したとの由緒を持ち、比叡山東塔南谷、遣教院の天神社に伝来した掛幅で、幕末に比叡山を出た後、大正一三年(一九二四)に当社に奉納された。束帯を着し威儀をただして上畳に坐す天神の姿を描いており、明快な描線と濃密な彩色により構成される。つり上げた眉の根を寄せ前方を見据え、わずかに開口する様は自然であり、武装天部像に通じる面貌の形式的表現は神影という性格に由来すると思われる。遣教院本は根本御影と比較し、やや穏やかな眉の表現や形式化の進んだ平緒などに差が見られ時代の上昇も想定されるが、全体としては細部に至るまで図像が一致している。毛髪等の極めて細い墨線、面貌の柔らかい賦彩、装束の精緻な描写などは両幅ともに優れた画技を示しており、入念な制作であることは明らかである。また、装束の意匠に梅花が用いられるほか、太宰府へ左遷された道真の漢詩(『菅家後集』所収「九月十日」)。ただし文言に異同があるを伴う。本像は天神像がこれらを表徴的に伴う事例と理解され、天神信仰の一端を伝えている。

図像を共有する天神像が他に数例知られるほか、より遡る祖本の存在が

従来より想定されている。天神画像の多くが強装束を着用するが、本図像はより古い様式である装束を着用しており、天神像の古様を示していると解釈される。弘安九年(一二八六)の銘を持つ大山崎町宝積寺板絵神像は「北野」であることが裏面神号から明らかな強装束の束帯男神像を含んでおり、鎌倉時代には強装束の天神画像が成立していたことが確認される。本図像と姿態や装束が近似するものとしては、礼拝の対象となる肖像画のほか、神影として奈良県薬師寺板絵神像が挙げられる。これは裏面銘文によつて寛治年間(一一〇八七—一一〇九四)に制作されたものを永仁三年(一二九五)に絵師法眼堯儼が描き改めたものと知られ、本図像を考える上での目安となる。この二作および想定される祖本の制作年代を明確にすることは困難ながら、これらの作例との比較によつても図像は鎌倉時代以前に遡るものとみて大過ないであろう。なお、瞋怒の表情を見せる点は鎌倉時代に遡る在銘彫像である正元元年(一二五九)の奈良県興喜天満神社像、弘長元年(一二六一)の神奈川県荏柄天神社像といずれも共通している。歯を露わにする点は後者と共通し、その後の天神像にも一般的であるが、本図が歯を黒く描写し、舌を描くとも見える点は注目される。

この二幅は数多く制作された天神像の古例に属することに加え、天神画像の古様を伝える点で天神信仰の貴重な遺例と評価される。濃厚な色調を帯びた的確かつ繊細な筆致は特筆されるものであり、神影の優れた作例としてその価値は高い。

(中野慎之)

主要参考文献

・「天神画像解」『国華』四〇七、大正十三年

・『菅原道真没後千百年 天神様の美術』(東京国立博物館・福岡市美術館・大阪市立美術館 平成十三年)

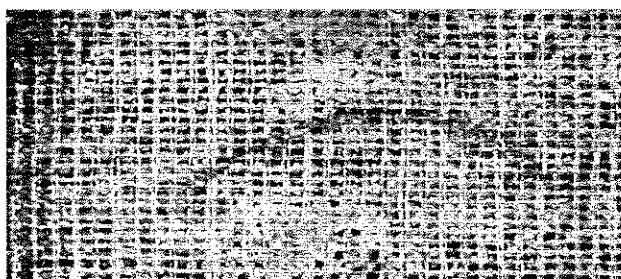
・『特別展覧会 菅原道真公一一〇〇年祭記念 北野天満宮神宝展』(京都国立博物館 平成十三年)



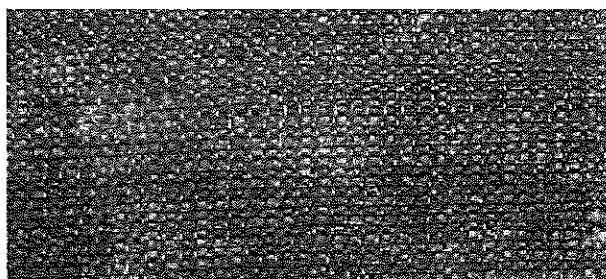
遣教院伝来



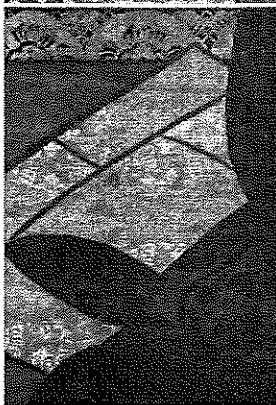
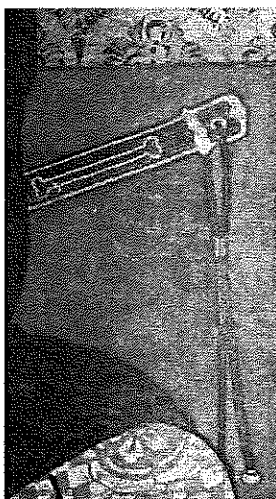
根本御影



遣教院伝来 絹目



根本御影 絹目



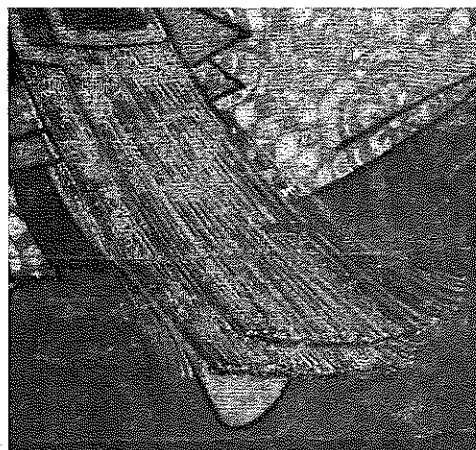
根本御影細部



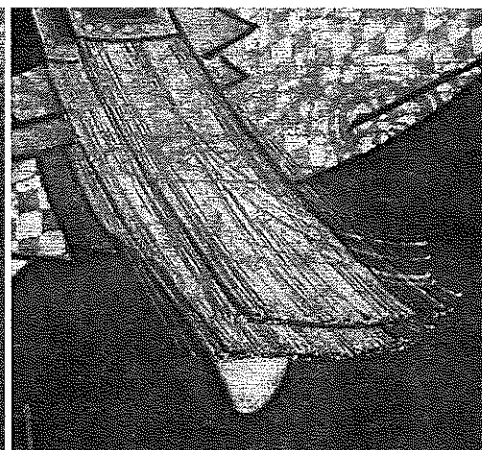
遺教院伝来 面部



根本御影 面部



遺教院伝来 平緒細部



根本御影 平緒細部



根本御影 鼻および口



根本御影 眉および目

木造男神坐像

一軀（彫刻・指定）

福知山市字一の宮四一四の一

宗教法人 一宮神社

法
量
像
高

五七・五

髮際高（幘頭冠磯まで） 四七・三

頂
額

二〇・四

面
長

一六・〇

面
幅

一三・〇

耳
張

一四・六

面
奥

一七・四

胸
奥

一八・九

臂
張

三七・七

膝
張

五二・七

座
奥

三二・四

膝
高

左二〇・四 右一〇・一

（単位 センチメートル）



木造男神坐像

形 状

幘頭冠を戴く（纓なし）。眼を開き閉口する。袍を着し、左手を上にして両手で笏（後補）を持ち坐す。背面には帯をあらわす。

品質構造

針葉樹（ヒノキか）。一木造り、彫眼。

木芯を前方中央左よりに外した一材から頭体根幹部を彫出。表面は現状素地を呈す。像底を浅く彫りくぼめる。

幘頭冠黒、眉黒、目は黒目黒。

保存状況

右目上部、唇など面部前面の各所、体部側面から前面にかけての各所が朽欠損する。衣端が欠損する。笏後補。

伝 来

（一）享和三年（一八〇三）の棟札に記載された「先棟槩写」

によつて弘安四年（一二八二）、文安三年（一四四六）、寛文十二年（一六七二）に社殿が造営されたことが知られる。

（二）現在の社殿は、棟札により享和三年の再建と知られる。

時 代

平安時代

一宮神社は牧川の支流佐々木川の下流の谷間に位置する。この地域は十世紀以降に名が見える佐々岐菌（佐々岐荘）にあたり、平安期に遡る像が多く伝えられている。当社については享和三年（一八〇三）の棟札に記される記録から少なくとも弘安四年（一二八二）以降は当地に社殿が存在したと見られる。

本像は仁徳天皇像として伝来した壮年の姿をあらわす男神像である。幘頭冠、袍を着し拱手して握笏する姿を一材から彫出し、現状は素地を呈する。頭体部には厚みがあり、肩幅が広く、背筋を伸ばして胸を張った姿勢



側面（右）



正面



側面（左）



背面



面部

をとる。膝は左右へ大きく張り出し、その内側まで袍の裾と袖が垂下する。袖は簡明ながら立体感のある曲面を形成し、平滑な造形を見せる上半身および背面と対比をなしている。耳輪の太い耳や大きな目鼻は威厳を見せ、古拙ながら力強い作風を示す。やや穏やかな表情が時代の下降を思わせるが、総じて安定感に満ち大づかみに量感を表現するなど平安時代前期の彫刻の特徴を有しており、制作時期は十世紀まで遡る可能性もあろう。

本像の装束については従来から松尾大社神像との類似が指摘されてきた。本像の戴く冠は幞頭冠と呼ばれるもので、平安時代前期に遡る形式として知られる。冠に皺の表現はなく、縁は明瞭に刻出される。前面に大きな上緒を有しており、表面に撚りなどはあらわさない。背面に纓が見えないが、造像当初の存否は不明である。両手は手首から先が材から完全に彫り出され、胸前に差し出す様が表現される。袖を折り返して手を露出し、笏を力強く握る点は、丹波地域においては亀岡市出雲大神宮の木造男神坐像（伝大国主命）などに通じている。

本像は平安時代前期に遡り得る神像の一例として高い価値を有しており、表面が朽欠損するものの全体の造形を完備する点も貴重である。量感



耳



像底



完全に彫り出された両手



幞頭冠

のある体軀を立体感豊かに表出する造形は特筆すべきものであり、京都府北部を代表する作例に挙げるべき神像と言えよう。（中野慎之）

主要参考文献

・中野玄三「舞鶴市の神像」『日本仏教美術史研究』思文閣出版 昭和五九年）
・『福知山市指定文化財図録 文化財が語る福知山の歴史』（福知山市教育委員会、平成九年）

浦嶋社・宇良神社棟札類 一〇枚 (古文書・指定)

伊根町字本庄浜一九一

宗教法人 宇良神社 (①②は京都府立丹後郷土資料館寄託)

時代 室町時代・明治時代

宇良神社は浦嶋子を祭神とし、『延喜式』神名帳にみえる与謝郡宇良神社に比定されるが、中世から近世にかけては浦嶋社と称した。浦嶋伝説は、奈良時代初期に成立した『丹後国風土記』の逸文「浦嶋子」に「与謝の郡日置の里。此の里に筒川の村あり」、『日本書紀』雄略天皇三十二年七月条に「丹波国の余社郡の管川の人、瑞江浦嶋子」と記され、『万葉集』巻九にも「水江の浦嶋の子を詠む一首并せて短歌」が収載され、奈良時代から丹後筒川の物語として流布していた。後に『浦嶋子伝記』『続浦嶋子伝記』が編まれ、室町時代には能「浦嶋」や御伽草子「浦嶋太郎」が成立するなど、海を舞台とする我が国を代表する物語として広く人びとに親しまれている。当社には卷子本と掛幅本の「紙本著色浦嶋明神縁起」があり、前者（重要文化財）は室町時代前期、後者（京都府指定文化財）は室町時代前中期の作とされている。掛幅本縁起には社殿内の僧侶の姿や境内に建つ多宝塔も描かれ、往年の神仏習合のありさまをうかがうことができる。

当社に伝わる棟札類のうち、中世のものは二枚で、①の嘉吉二年（二四四二）と永正三年（一五〇六）の銘文を両面に記す悉皆造営棟札が最も古く、②の文明六年（一四七四）の修造棟札がこれに次ぐ。①は板目、②は桎目の板を用いるが、ともに檜材を鍔鉋で仕上げ、釘穴があることから、かつては建物に打ち付けられていたと推測される。①の裏面は、前回造営時の棟札を六四年後に裏返して再利用したものと考えられる。元禄九年（一六九六）に浦嶋別当坊が奉行所に提出した「浦嶋明神修理之事」（延

享三年『浦嶋社上尊神事能古来書付写』所載）に「六拾六年二悉皆造営仕替」「三拾三年二上尊仕替」と式年造替の制があり、その際に神事能を催すと記されている。これらの棟札からは、室町時代に三二年を一周期とする造替が実際に行われていたことが判明する。

また、中世の当地は、『続浦嶋子伝記』の永仁二年（一二九四）の奥書に「於丹州筒河庄福田村宝蓮寺如法道場」とあるように、筒川荘ないし筒川保と呼ばれていたが、長禄三年（一四五九）頃の丹後の領有関係を書した『丹後国田数帳』に「筒川保 卅四町四段五十五歩 公方御料所」とあり、室町時代には公方御料所、すなわち将軍家領であった。文明十四年（一四八二）八月四日付け室町幕府奉行人奉書をもって「御料所丹後国筒川庄領家職」は由緒に就いて二階堂山城判官大夫（政行）に預け置かれている（『大日本史料』八・一四）。将軍家領である筒川荘の領家職を預け置かれた二階堂氏は将軍に直属する室町幕府奉公衆であった。当社棟札でみると、嘉吉に「地頭殿領家殿公文一円地頭殿／二階堂中務少入道殿行充」、文明に「領主二階堂山城大夫判官殿（実名）政行 地頭領家公文一円知行」、永正に「地頭殿二階堂判官政行」「領家公文進士美作守国為」とあって、嘉吉二年から文明六年にかけては地頭職・領家職とも二階堂氏支配であったが、永正三年には地頭職のみ二階堂氏が支配し領家職は同じく幕府奉公衆と考えられる進士氏に預け置かれていたことがわかる。なお、丹後における進士氏に関しては、この①裏面の永正棟札が現在知られる唯一の史料である。

在京領主であった二階堂氏のもとで、代官として現地と京都を行き来したのが三富氏であったと考えられ、当社棟札では嘉吉に「于時御代官三富越前入道沙弥道榮」、文明に「御代官三富修理亮忠胤」、永正に「御代官三富修理行時」の名が記される。三富行時は、永正十二年（一五一五）以後続いた丹後争乱時にも現地にいたらしく、京都の公卿中御門宣胤から「行時在所筒川辺無為歟」として浦嶋の玉手箱に事寄せて安否を気遣う和歌を

番号	資料名	年月日	筆者・本願・花押のある者	材質	形状	員数	法量(センチメートル)				裏面記載	釘穴
①	(表) 当社悉皆造営棟札 (裏) 浦嶋社悉皆造営棟札	嘉吉二年(一四四二) 九月廿二日遷宮 永正三年(一五〇六) 九月八日遷宮	祢宜赤染頼末(花押) / 祝平茂秀(花押) 大工今井藤四郎左衛門藤原宗頼(花押) 祢宜赤染頼末	檜	尖頭型	一枚	総高	肩高	上幅	下幅	厚さ	裏面に 永正棟札 三箇所
②	浦嶋社修造棟札	文明六年(一四七四) 九月廿一日上棟	大工左衛門少尉藤原久宗(花押) / 小工右衛門少尉源重宗(花押) / 祝掃部助平茂秀(花押) 祢宜(門衛)門少尉赤染頼末(花押)	檜	尖頭型	一枚	一一七・五	一一六・〇	九・一	九・〇	一・三	あり
③	浦嶋社上葺棟札	明暦元年(一六五五) 九月十七日遷宮	本願三野忠兵衛尉藤原 (裏面) 執筆玄義延壽書之	檜	尖頭型	一枚	一一四・〇	一一二・〇	二一・〇	二〇・〇	一・三	あり
④	浦嶋五社大明神再興棟札	元禄六載(一六九三) 九月十九日造営畢	本願平野山来迎寺権大僧都法印真南和尚	檜	尖頭型	一枚	一〇五・三	一〇三・二	一六・三	一六・三	一・五	なし
⑤	浦嶋社造営棟札	享保二年(一七一七) 八月十四日上棟	本願別当来迎寺住持法印快曇和尚六拾六才	檜	尖頭型	一枚	一八一・四	一八〇・四	二一・四	二二・六	一・九	あり
⑥	浦嶋五社大明神塔屋根葺替棟札	天保二年(一八三一) 八月吉日	(裏面) 本庄村へ浜庄屋 太良助 / 宇治庄屋 吉兵衛 / 上ヶ庄屋 仙次息	檜	尖頭型	一枚	六一・三	五八・九	一五・五	一四・一	一・七	あり
⑦	浦嶋五社大般若経・神事能奉修祈禱札	天保十一年(一八四〇) 八月吉日	別当坊謹敬白	檜	尖頭型	一枚	三九・〇	三八・八	八・六	八・〇	〇・八	あり
⑧	悉皆造営棟札	嘉永七年(一八五四) 三月廿二日上棟	(裏面) 別当隆詮弟子 / 賢明書之	檜	尖頭型	一枚	一八五・六	一八二・六	二九・〇	二九・〇	二・一	あり
⑨	浦嶋大明神新規屋根葺上棟札	嘉永七年(一八五四) 三月廿二日	(裏面) 賢明書之	檜	尖頭型	一枚	七七・六	七四・六	一五・五	一五・五	二・七	あり
⑩	宇良神社本殿並拜殿再建新築棟札	明治十七年(一八八四) 五月壹日	祠官嶋谷資裕謹書	檜	尖頭型	一枚	二五・五	二五・五	三八・四	三八・四	三・一	あり
												なし

浦嶋社・宇良神社棟札類目録

贈られている『宣胤卿記』(永正十四年九月六日条)。

このほか、①②には、祢宜・祝といった神職、大工・小工といった工匠の名前も記され、とくに嘉吉・文明のものに花押が据えられているのは、上棟ないし遷宮の儀式が彼らの直接の関与によって執行されたことを物語るものである。なお、丹後の府中大工は、舞鶴市河辺八幡神社所蔵の正和二年(一三二三)岩津森大明神社修造棟札に「大工苅中国貞已下番匠八人」とあるのを初見として、宮津市国分寺所蔵の『丹後国分寺再興縁起』(重要文化財)の記載によって、建武元年(一三三四)の丹後国分寺再興にたずさわって、撰津四天王寺番匠を左方、府中番匠を右方として「上棟之作法」を行ったことが知られ、その活動は永正期まで確認されている。当社棟札①の嘉吉二年の「統領大工国分寺大工藤原貞統」の銘は、室町時代前期の府中大工が、なお「国分寺大工」と呼ばれていたことを明らかにするとともに、丹後国内の寺社造営において指導的な地位にあったことを示す史料として重要である。

当社造営にかかわる江戸時代の棟札類からは、③の明暦元年(一六五五)に「別当観音院有舜法印」が「祢宜赤染頼次」よりも上位に記され、④の元禄六年(一六九三)に「本願」として来迎寺和尚の名が記されるなど別当寺の優位が読み取れる。同じく別当来迎寺住持を本願とする⑤の享保二年(一七一七)造営棟札では「祢宜・神子・社役ありといえども、召し放たるるに依り、これを載せず」(原文漢文)という事態に至っている。

⑥の天保二年(一八三一)の「浦嶋五社大明神塔」の屋根葺替棟札、⑦の大般若経・神事を修し社頭安全を祈った祈祷札とともに近世の当社における神仏習合の実態を知ることができる好史料である。

また、「氏子中奉加牒、別にこれあり」(原銘文は漢文)として一四の村名を書き上げた元禄六年の④や「明神氏子十三ヶ村材木寄進」に始まる銘文を裏面に記した享保二年の⑤などからは、中世の筒川荘域を踏襲したと

思われる当社の信仰圏の範囲とその変遷について知ることができる。加えて、享保(⑤)における宮津の富田又左衛門や嘉永(⑧)における加悦の富田儀兵衛藤原言定などの棟梁(頭領)大工を筆頭とする番匠・檜皮屋(屋根屋)・木挽・杣など職人に関する記載も豊富である。

本棟札類のうち最も新しい明治十七年(一八八四)の⑩は、現存する宇良神社の社殿(宇良神社本殿 一棟)、「宇良神社拝殿及び中殿 一棟」の名称・員数により国登録有形文化財として平成二十六年四月官報告示)の新築時の棟札である。裏面に元治元年(一八六四)に社殿が全焼して以来、明治維新の神仏分離による社僧還俗などを経て社殿再建に至るまでの経緯が祠官嶋谷資裕によって詳しく記述されている。

以上のように、当社にまとまって残された棟札類は、室町時代から明治時代にかけて四四〇年以上に及び連綿と受け継がれてきた浦嶋社・宇良神社の造営の歴史を詳細に伝えるものである。中世の文献史料が少ない地域にあつて室町幕府奉公衆による現地支配の実態を知る上で貴重な情報を提供するとともに、前近代における神仏習合の様相や、各時代における信仰圏の広がり、工匠・職人組織に関する記述も豊富である。全国的にも著名な浦嶋伝説の中心地である浦嶋社・宇良神社や、中世以降のこの地域の歴史を知るための基礎史料として貴重な文化財である。(伊藤 太)

参考文献

- ・『伊根町誌』上巻・下巻(伊根町 一九八四・一九八五年)
- ・伊藤正義「丹後浦嶋社神事能史料について」『芸能史研究』七四、一九八一年

・『造営にこめる願い―棟札にみる大工の世界―』(京都府立丹後郷土資料館、一九九八年)

・『宮津市史』通史編上巻(宮津市役所、二〇〇二年)

釈文及び写真

① (表) 当社悉皆造営棟札 (裏) 浦嶋社悉皆造営棟札

(表面)

嘉吉二年壬戌

録始七月十七日

当社悉皆御造栄 御柱立御上棟 地頭殿領家殿公文一円地頭殿

八月廿五日同日

御遷宮九月廿二日

于時御代官三富越前入道沙弥道榮

統領大工岡分寺大工藤原貞統

生年〇〇 祐宜赤染頼末 (花押)

二階堂中務少入道殿行充 小工藤原彦六右衛門源守重

去年十九年 祝立成秀 (花押) 大工今井藤四郎左衛門藤原宗頼 (花押)

(裏面)

仮殿遷宮日十日戊戌日 時戌

浦嶋社 悉皆御造栄永正三年 丙寅 八月日

寅

歳旧社日 十二日庚子日 時辰

居座日 十六日申辰 時巳

遷宮九月八日乙丑時戌

祝進人佐次秀 祐宜赤染頼末

大工左衛門尉藤原久宗 小工右衛門尉少尉源正守

六柱上棟日廿五日癸丑 時辰

領家公文進士美作守國為御代官 新初ノ時内田彦左衛門尉徳清 其以後 澤孫口衛門尉 統領幸東持寺

② 浦嶋社修造棟札

(表面)

領主二階堂山城大夫判官殿美多政行 地頭領家公文一円知行 御代官三富修理亮忠胤

浦嶋社修造新始文明六年七月十一日 上棟同九月廿一日

別当〇〇 祝掃部助平茂秀 (花押)

五十一歳

祐宜左衛門尉少尉源重宗 (花押)

五十一歳

小工右衛門尉少尉源重宗 (花押)

(裏面)

「文久三」癸亥迄

九月十八日打之

「文久三」癸亥迄 三百八十九年成

③ 浦嶋社上葺棟札

(表面)

仮殿遷宮日三日甲寅 時寅

御遷宮日九月十七日 戊戌 時丑

浦嶋社御上葺明暦元年八月日

乙未

御地頭京極山城守高国

別当親言院有舜法印 祐宜赤染頼次

図正殿後衛 祐宜赤染頼末

作左五門 河島彦衛門

大工田辺春田清兵衛

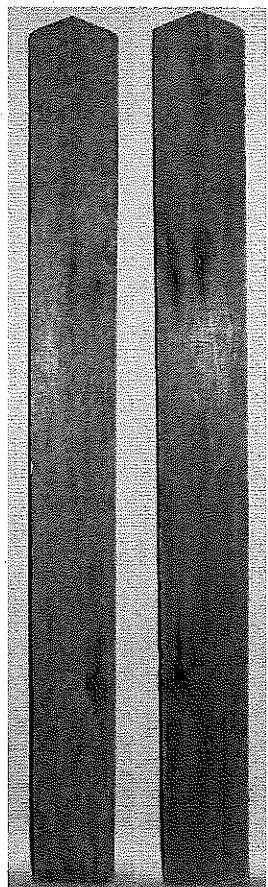
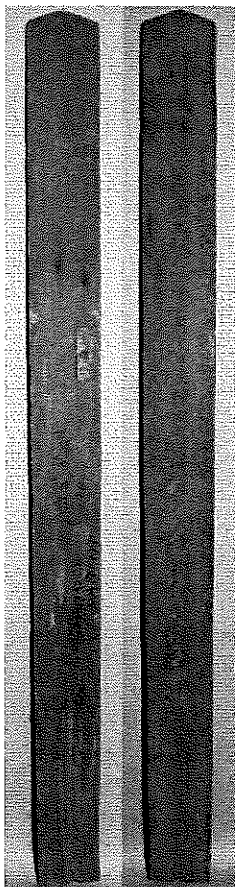
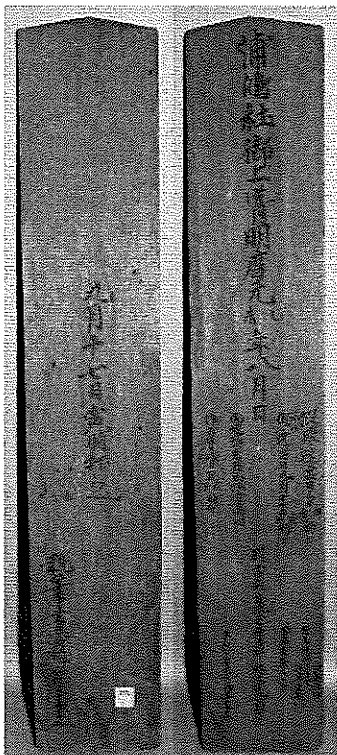
御上葺始日一日壬子 時卯

本願三野氏衛尉藤原

(裏面)

九月十七日寅時打之

執筆玄義延徳書之



④浦嶋五社大明神再興棟札

(梵字步) 奉再興浦嶋五社大明神上葺并破損等令修補之者也于時元禄六載酉年始七月廿四丙寅日同九月十九日造營畢
 一飯殿下遷宮八月五日丙子時寅
 一上遷宮九月二十七日戊辰時丑
 一氏子中奉加藤別有之一
 一本庄上村
 一本庄浜村
 一野村中
 一蒲入村
 一泊村
 一本庄宇治村
 一長延村
 一當野村中
 一津母村
 一畑谷村
 一伊振村
 一野室村
 一新井村
 一飯殿者宇治村中寄進造之一

⑤ 浦嶋社造宮棟札

享保二酉之四月二十八日事始戊三月六日石場
同四月十六日柱立同五月二日棟上八月十四遷宮

（梵字サ）奉造采浦嶋社諸願成就天下泰平国土安穩氏子息繁昌十方諸檀那息牛繁采祈飢

本願別當來迎寺住持法印快曇 和尚六拾六才
弟子法印 永真 雖在祇宜神子社役
同 阿闍梨寬暉 被召放依之不裁

頭領大工宮津之住人	富田
同名	同弟

南門 臨大工 西岡甚左衛門 長左衛門 市左衛門
平右衛門 次右衛門 安左衛門 尾
德兵衛 弥兵衛 忠兵衛

九兵衛 同国田辺寺内町
協師宮津住人伊兵衛 右前 高木市右衛門
長兵衛 同名市 平

鍛冶宮津住人鍛冶屋町次右衛門
後
くつや町善右衛門
本庄上ヶ六兵衛

裏面

一明神氏子十三々村材木客進
切石野村太田太郎右衛門
漆細工彩色同谷藏池村徳左衛門
宇川中右浜材煥中善七郎

右者享保元申ノ年奥平大膳太夫殿御代十三ヶ村之内荒神之森ニ面材木洋傾致村書乗せ不申候扱又普請之内十三ヶ村者不及申思々音物等夥敷賑々鋪事難尽候

一御領御代官久下藤十郎殿

飯塚孫十郎殿
一與平大膳大夫殿衛代御領分奉加之事村々不殘多少者角別
浦嶋破損及候覺者古來々御公儀江無所仕切り候故人々心指
致申候其段大守公江御断申上候所二仏神之事相對二而奉加致
右御預
候様二被仰付丹後中奉加致候

材木奇進 新右衛門 小左衛門
重兵へ 新五郎
小十郎 源左衛門
善右衛門 平兵へ
弥左衛門 加兵へ

市左衛門 忠左衛門
五郎左衛門 助兵へ
市左衛門
六右衛門

右衛門 左衛門	仁兵へ	五郎左衛門
左衛門 右衛門	太左衛門	久左衛門
左衛門 右衛門	庄右衛門	助兵へ
左衛門 右衛門	彦四郎	一郎右衛門

銀十匁たる木代	忠兵へ	作左衛門
村中	同人	蒲入村二郎
	本庄上ヶ村	毫本
	九右衛門	
	毫本	

同所三野氏善右衛門
蒲入村 泉助兵衛
野村谷こも池村久兵衛
本庄上ヶ村 与兵衛

升春是受國恩歸德私下本國去後至是數日才得探報是家所欣

A long, narrow, dark, textured object, possibly a book cover or a piece of fabric, with a small white label at the bottom left corner. The texture appears grainy or woven. The label is small and rectangular, with some illegible text or a logo.

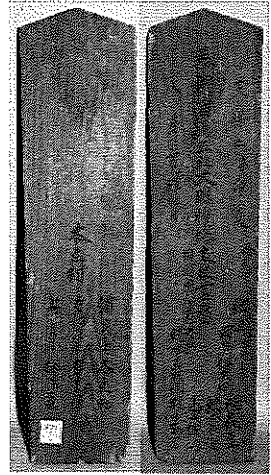
⑥浦嶋五社大明神塔屋根葺替棟札

(表面)

天保一十一年 丹後宮津京海邊住人
棟梁 橋本佐兵衛
浦嶋五社大明神塔屋根葺替
田辺伊兵衛 橋本善治良
山口 儀八
八月 吉祥日 同国同姓新町住人
橋本善兵衛 橋本勘吉

(裏面)

本庄村 浜庄屋 太良助
宇治庄屋 吉兵衛
上ヶ庄屋 仙次良



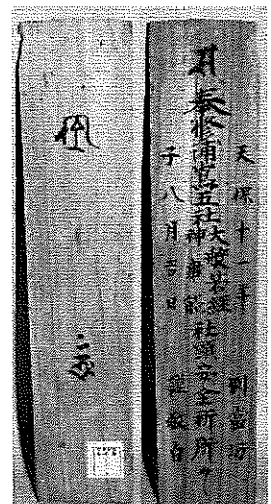
⑦浦嶋五社大般若經・神事能奉修祈禱札

(表面)

天保十一年 別当坊
大般若經 社頭安全祈所候
神事能 謹敬白
子八月 吉日

(裏面)

(梵字シリ) (梵字ボローン)



⑧悉皆造営棟札

(表面)

図象 女神 手置 帆負命

別当現住 隆詮 世
弟子 賢明 隆戒 話
同 義平 話
同 義定 話
人 松井勇 助

奉悉皆造営上棟天御中主尊宮宮永久吉祥

大工棟梁

当国加悦町住

富田儀兵衛藤原言定

当所上ヶ村

大田伊左工門光徳

当所浜

梅木仙助

臨棟梁

井上久五良利徳

当所浜

助工

同 想左工門

同 忠四良

同 寺領

同 長七

同 長延庄吉

世話人後見

三野太良助

大田伊左衛門

野村庄屋

仙治良

市郎右衛門

新井村庄屋

助三良

六万部村庄屋

五郎兵衛

井室村庄屋

喜三治良

同 後見

矢野儀助

同 梅田久藏

同 寺領

同 久右工門

五帝龍神

彦狹智尊

三野

太良助

大田伊左衛門

野村庄屋

仙治良

市郎右衛門

新井村庄屋

助三良

六万部村庄屋

五郎兵衛

井室村庄屋

喜三治良

同 後見

矢野儀助

同 梅田久藏

同 寺領

同 久右工門

(裏面)

于時嘉永七 寅年三月廿二日上棟

別当隆詮弟子

賢明書之



⑨浦嶋大明神新規屋根葺上棟札

(表面)

別當現住

宮津職人町住 屋根屋
隆詮代 棟梁 井上長兵衛 重
當国木橋 常治良

奉新規屋根葺上浦嶋大明神

同 清八

弟子賢明

世 同 浜

同 泰良

同 義定

同 宇治

同 松井勇助

同 作兵衛

同 六治良

同 出石町

同 大田伊左衛門

同 当国久美湊

同 宇治村小原重太郎

同 津母村上野喜左衛門

同 本庄上村仲谷重太郎

同 本坂村大下伊右衛門

同 野室村前野太兵衛

同 畑谷村山岡政平

同 大工彫師 中井權治

同 本郡加悦町

同 大工棟梁 富田吉助

同 本庄上村

同 藤原惣左工門

同 井上常三郎

同 三野佐兵衛

同 木挽

同 石工

同 三野太郎助

同 坂中仙次郎

同 奥野吉助

同 泉 喜八

同 氏子中恩延壽子孫繁榮

同 世話係

同 大下半助

同 三野太郎助

同 坂中仙次郎

同 奥野吉助

同 泉 喜八

同 氏子中恩延壽子孫繁榮

同 世話係

同 大下半助

同 三野太郎助

同 坂中仙次郎

同 奥野吉助

同 泉 喜八

同 氏子中恩延壽子孫繁榮

同 世話係

同 大下半助

同 三野太郎助

同 坂中仙次郎

同 奥野吉助

同 泉 喜八

⑩宇良神社本殿並拜殿再建新築棟札

(表面)

手置帆負神

天皇陛下

宝祚無窮

屋船句々廻習神

天下泰平

国土安穩

新入村

藤田長八

小西藤次郎

長延村

中村鶴藏

氏子總代

大下半助

大江庄藏

同 大工棟梁

同 本郡加悦町

同 大工棟梁

同 本庄上村

同 藤原惣左工門

同 井上常三郎

同 三野佐兵衛

同 木挽

同 石工

同 三野太郎助

同 坂中仙次郎

同 奥野吉助

同 泉 喜八

同 氏子中恩延壽子孫繁榮

同 世話係

同 大下半助

同 三野太郎助

同 坂中仙次郎

同 奥野吉助

同 泉 喜八

同 氏子中恩延壽子孫繁榮

同 世話係

同 大下半助

同 三野太郎助

(裏面)

今般当社御本殿並拜殿廊下再建新築スル所以タルヤ去ル元治元年甲子年四月十三日近傍本庄村出火ノ際一燃ノ灰尽トナル

畏モ神靈ヲ飯飯ニ遷シ奉リ本官再官ノ期来ラス行宮ニ斎奉ル然ル所以ノモノハ義務者ノ任ヲ尽サヘル似タリ時二天運

循環シ明治維新ノ際トナル王政復古神仏混淆廃セラ故ニ社僧還俗シ神職トナリテ社務ヲ執ル同六年二月管内ノ神職

総テ廃セラレ乃愚父資氏官津分官神社旧神官全月更ニ本社祠官ヲ拜命再来神靈ヲ飯飯ニ斎奉ルヲ恐縮シ

再建ノ義氏子等江議ルト雖モ世運不至殿更ニ忠志者ナク空シク光陰送りシカ不圖リキ今年十一月九日当国々幣

中社權神主典ヲ拜命任ス翌年七月三十日不肖資裕祠官拜命父ノ宿願ヲ継キ再来再建新築ノ事ニ熱心

シ歷氏子江議スト雖時期至ラザルカ往々空論ニ走りテ事行ハレ難ク其責任ノ充タザルヲ悲シ幽顯神人ニ愧ルモ独リ

我微力ノ及フ能ハサルヲ如何セシ只其熱心ヲ空フスル事再来八ヶ年ノ星霜ヲ經過シ明治十五年ニ至リ再七氏

子各村總代ヲ集メ此議ヲ提出シ不肖資裕微力ヲ願ミズ抽ンテ金貳拾円ヲ資本ニ投ジ宮殿新築セザルベカラザル所以ト

資裕熱心ノ志ト陳述シ賛成ヲ請ヒシモ衆其鴻業ニ驚キ容易ニ同意ノ色ヲ見ザリシモ各氏子新築ノ今日ニ

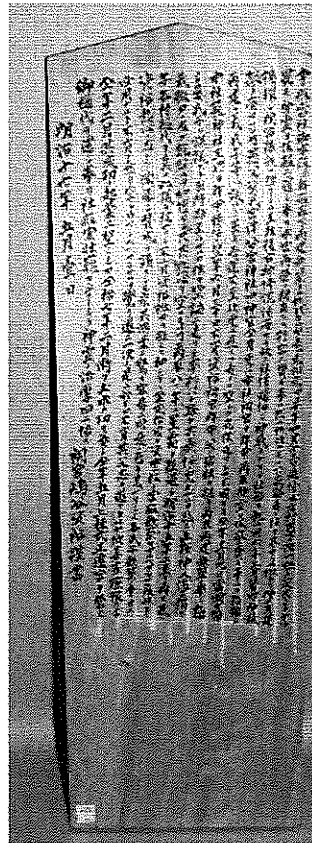
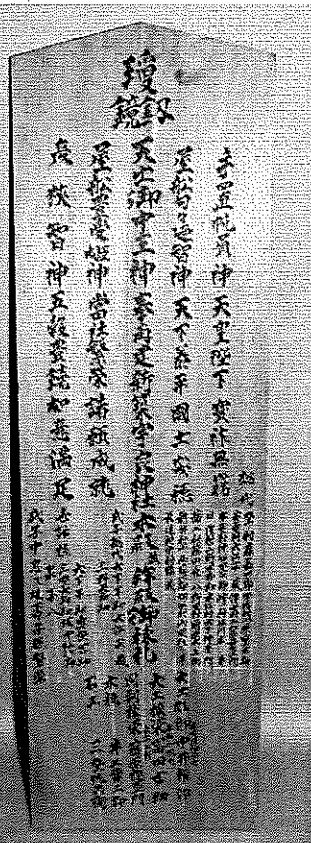
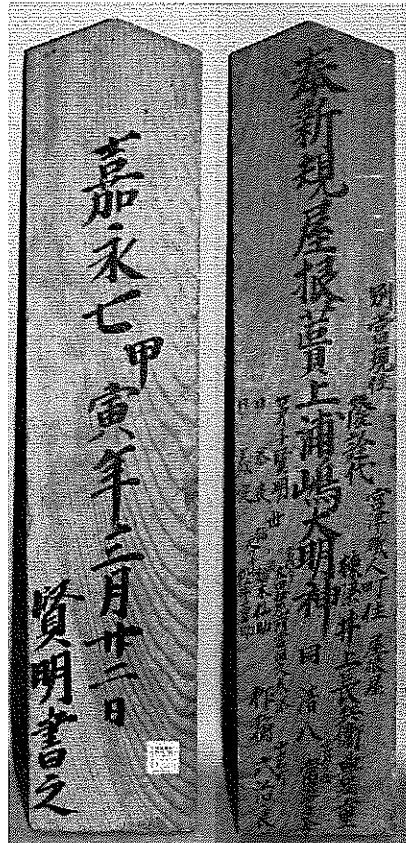
必用ナルト不肖ノ意ヲ空スセシムベカラザルヲ覺リ遂ニ一決ス是ニ於テカ不肖其父志ノ遂ケタルヤ欣喜雀躍限リナク

今年二月其成功ノ起業ニ望ミシカ全拾七年二月漸ク土木ノ功ヲ奏シ今年五月上棟式正遷宮ヲ営ミ

御極代ヲ遷シ奉リ社殿宏壯巍々乎トシテ神靈ノ治厚旧二倍ス

明治十七年五月吉日

祠官嶋谷資裕



七所社修造棟札

一枚 (古文書・指定)

伊根町字泊小字宮垣三二六

宗教法人 七神社 (京都府立丹後郷土資料館寄託)

法 量

総高 一四一・二センチメートル

最大幅

八・四センチメートル

厚さ

一・三センチメートル

材 質

杉

形 状

尖頭型

年 代

文明十四年 (一四八二)

七神社は伊根町の泊漁港近くの社叢に鎮座し、江戸時代には七社明神といい、泊・伊室・六万部三か村の氏神であった。泊村は古くから鰺漁に代表される漁業を営む漁村で、六万部村は近世初期までは伊室村のうちであったが、寛文九年 (一六六九) に宮津藩主永井尚征の政策によって二村に分割された。

当社には、文明十四年 (一四八二) の年紀のある七所社修造棟札が伝えられている。厚さ一・三センチメートルの板目の杉材を、ゆるやかな尖頭型に作って鑢鉋で仕上げ、総高一四一・二センチメートル、上部の最大幅八・四センチメートルに対して、下端の幅七・四センチメートルとやや下にすばまる形で極めて細身に切り出した棟札である。上下方向のほぼ中央、やや左寄りの位置に釘穴が二か所ある。

銘文は表裏にある。表面は、冒頭「七所社修造」に続いて、八月九日の

事始、同十三日の仮殿出御、同廿六日の上棟、九月三日の遷宮といった行事次第と人名が書かれ、裏面には「丹後国与佐郡筒河庄」と記されている。現在の伊根町は、中世には、宮津市北部にまたがる伊祢荘に属する伊根浦地区以外は、筒川荘に属したと考えられ、七所社も当荘内に営まれた神社であったことがわかる。

表面の人名は、まず右側冒頭に「領主二階堂山城大夫判官殿 地頭領家公文一円御知行 御代官三富豊前守忠胤 (花押)」と記されている。これは文明六年 (一四七四) の浦嶋社修造棟札 (本庄浜・宇良神社所蔵) の記載と同じく、室町時代に公方御料所 (將軍家領) であった筒川荘の支配をめぐる、二階堂政行―三富忠胤の (領主―代官) 関係を示すものであるが、忠胤の官途は文明六年の修理亮から豊前守に変わっている。三富忠胤の名前の下には整った武家様の花押が据えられ、本人によるものと見られることから、上棟ないし遷宮の儀式に忠胤が直接参与したことを示しているよう。続けて「国之代官太田新左衛門尉忠恒 (花押)」とあるが、国之代官太田氏の初出で、このあと天文二三年 (一五五四) の「筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記」 (菅野・上山神社所蔵) と天文二四年の津母宮修造棟札 (津母・八坂神社所蔵) に「太田新左衛門尉時直」の名が花押とともに記されている。「国之代官」とは、領主二階堂氏のもとで京都と現地とを行き来した「代官」の三富氏に対して、常に現地にあつて在地支配の実務を司る者であったと考えられ、花押を据えていることから、このときも太田忠恒は上棟等の儀式に直接参与したことが判明する。

棟札の下部には、左右に分けて「大法師祐榮」という僧名の祝と「太郎次郎」という苗字をもたない祢宜、さらに大工と小工の名が記され、いずれも花押が据えられている。花押は、祝・祢宜は整った武家様のもの、大工・小工はやや略押的なものと個性があり、それぞれ本人の手になるものと判断される。

左側の銘文は、冒頭に「伊振村 小泊村 これを沙汰す」(原銘文は漢文)とあって、近世の伊室村と泊村の前身が「伊振村」「小泊村」と呼ばれていたことを明らかにする。ここでの「沙汰」は、修造費用を負担するという意味あいであろう。続けて「刀祢」「西大夫」「太郎四郎権守」など六名の名前を記すが、武士身分の者の名字表記とは異なり「泊」や「伊振池本」「伊振岡」など地名と思われる肩書を付しているため、いずれも村の有力者と考えられる。とくに「刀祢」は中世の漁村指導者に多い呼称とされ、「大夫」「権守」「衛門」も宮座組織などによる「村の官途成」に際して村落指導者層に与えられることが多い呼称として知られているところである。

なお、明治十二年(一八七九)に写されたという文明十四年の「七所神社に関する社殿改築記録」『伊根町誌』下巻所載)は本棟札銘と一致する点が多く注目されるが、「仮殿出御日」の項に「掃部助茂秀(浦嶋社祝/祐栄父)奉移神躰、祝僧祐栄若年候間沙汰云々」とある。これによれば、

釈文及び写真

(表面)

領主「薩摩山城大夫判官殿 地頭家公文一円御知行 御代官三富豊前守忠康(花押) 国之代官太田新左衛門尉忠恒(花押)
七所社修造事始文明十四 壬寅年八月九日 乙亥 仮殿出御同十三日 己卯 上棟同廿六日 壬辰 御遷宮九月三日 己亥 時戌
伊振村 小泊村 沙汰之 刀祢 西大夫 太郎四郎権守 次郎左衛門 彦大夫 孫四郎

(裏面)

丹後国与佐郡筒河庄

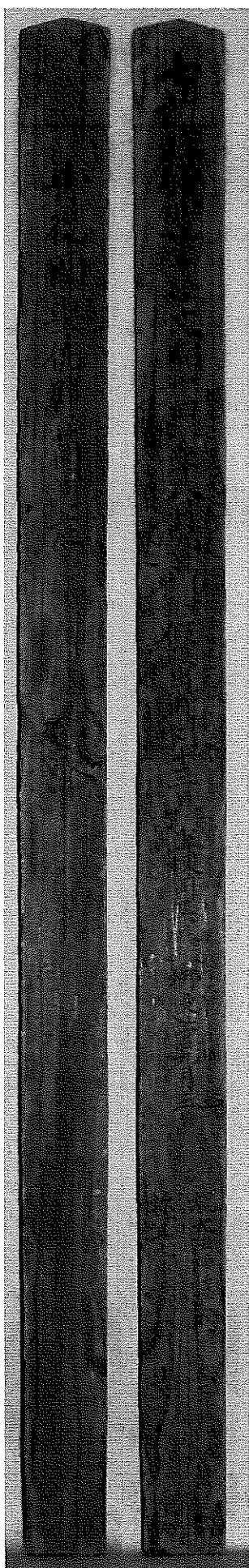
浦嶋社の嘉吉二年悉皆造営棟札に「祝平茂秀(生年十九才)(花押)」、文明六年修造棟札に「祝掃部助平茂秀(五十一歳)(花押)」と記載される茂秀の子息が本棟札の「祝大法師祐栄」であり、当時五九歳であった茂秀から浦嶋社祝の職を譲られていたことになる。

以上のように、本棟札は、比較的小さな範囲を信仰圏とする神社の修造にかかわるものではあるが、整った形式を備え、浦嶋社棟札、「筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記」などとあわせて、室町時代の筒川荘の現地支配の実相や、中世丹後の漁村に生きる人びとの姿をうかがうことのできる基本史料である。

(伊藤 太)

参考文献

・『伊根町誌』上巻・下巻(伊根町、一九八四・一九八五年)
・『造営にこめる願い―棟札にみる大工の世界―』(京都府立丹後郷土資料館、一九九八年)



筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記（木札） 一枚

（古文書・指定）

伊根町字菅野小字富山一九九一
宗教法人 上山神社（京都府立丹後郷土資料館寄託）

法 量

縦 二八・三センチメートル
横 一一四・六センチメートル
厚さ 〇・九センチメートル

材 質 檜

形 状 尖頭を作らない横長の板札

年 代 天文二十三年（一五五四）

上山神社は、宇良神社のある本庄浜にそそぐ筒川の中流域に位置する菅野地区の氏神で、近世までは荒神社・八大荒神宮などと称した。当社棟札から、現在の本殿は嘉永六年（一八五三）に再建され、拝殿は昭和二年（一九二七）に新築されたものと判断される。毎年四月の当社祭礼の際に地区の青年によって演じられる「菅野の神楽」は「和唐内」などの獅子芝居で知られ、京都府指定無形民俗文化財である。

当社には、天文二十三年（一五五四）の年紀のある「筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記」と題する木札が伝えられている。厚さ〇・九センチメートルの板目の檜材を手斧で仕上げ、縦二八・三センチメートル、横一一四・六センチメートルと横長に用いて、表裏ともに縦横の界線をほどこした上で銘文を墨書している。釘穴は認められない。なお、摩耗や汚損などによつ

筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記 奉加并諸下行 太田新左衛門尉時直（花押）		
式貫文	領主	同氏子奉加分
壹貫文	公文	五斗 振宗寺
上棟馬一疋	領主	百文 同
同馬一疋	公文	
百文	時直	
御簾戸張	領主	
祢宜祝鳥帽子	同	
御座置二重	妙光庵	
当村氏子出之分		同料足分
五斗七升	刀祢孫五郎	百文 同
六斗壹升	辻二郎四郎	百文 同
五斗七升	稻場五郎	百文 同
四斗八升	河瀬二郎三郎	百文 同
三斗八升	上彦一郎	百文 同
五斗	神子彦三郎	百文 同
三斗	平孫三郎	百文 同
壹斗九升	源四郎	百文 同
三斗一升	向紺屋	百文 同
式斗	祢宜大夫	百文 同
壹斗貳升	小峠大家	百文 同
九升	上孫四郎	百文 同
壹斗	小峠 奥二郎三郎	百文 同
壹斗五升	新屋彦三郎	百文 同
五升	三郎四郎	百文 同
三斗八升	河西二郎太郎	百文 同
壹斗	大山弥三郎	百文 同
壹斗	上菅野哆	百文 同



表面 釈文及び写真

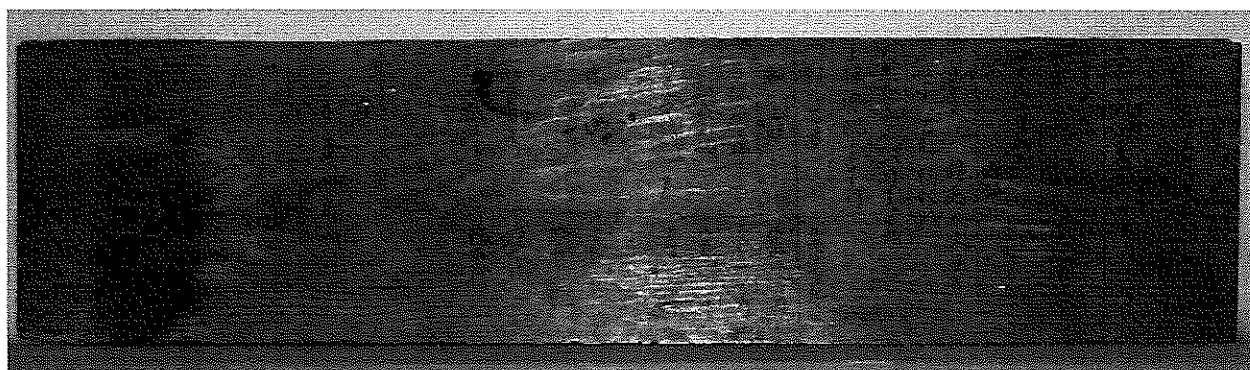
て、一部判読困難な箇所がある。

表面は、右端と左端の余白を除き、界線によって縦三十行、横三段に区画される。銘文は、冒頭に「筒河庄菅野村荒神社上尊造宮之記」と題し、二行目に「太田新左衛門尉時直（花押）」と署判する。裏面末尾に「願主太田新左衛門尉時直／于時天文念三（甲／寅）十月四日造畢」とあり、太田時直は願主として菅野村荒神社上尊造宮を主導している。なお、表裏の銘文とも一筆で書かれ、時直の筆跡である可能性が高い。

室町時代の筒川莊（筒川保とも）は公方御料所、すなわち將軍家領で、その領家職は幕府奉公衆の二階堂氏に預け置かれていた（文明十四年八月四日付「室町幕府奉行人奉書案」『大日本史料』八―一四）。現地に残る棟札類からは、在京領主であった二階堂氏の下に、三富氏が「代官」をつとめて現地支配にあたり、さらに太田氏がその下で「国（之）代官」と呼ばれていたことがわかる。太田氏については、文明十四年（一四八二）の七所社修造棟札（泊・七神社所蔵）に「領主二階堂山城大夫判官殿 地頭領家公文一円御知行 御代官三富豊前守忠胤（花押）」とあるのに続けて「国之代官太田新左衛門尉忠恒（花押）」と記されているのが初出である。時直の名は、天文二四年（一五五五）の津母宮修造棟札（津母・八坂神社所蔵）にも「領主二階堂殿御代官三上修理亮」に続き「国代官太田新左衛門尉時直（花押）」と記され、本木札とほぼ同じ形の花押が据えられている。天文二三年、二四年頃には、太田時直が筒川莊の現地で神社造宮の主導権を握っていたことがうかがえる。

表面主文は「奉加並諸下行」と題して始まるが、奉加品目及び奉加者の交名を書き上げている。まず上段八行に「願主」等による奉加を記す。「願主」は二階堂氏、「時直」より上席の「公文」は代官であった三富氏を指すのであろう。領主層に属する奉加者に並ぶので「御座置」を奉加した「妙光庵」も領主側に属する寺庵と考えられる。

官造之次第		
天文廿三年甲寅山男	始在所吉谷	
田舎大工		
一 参賀三百文	六十六人作	料
一 四十人山男相加		
一 六十人	大鋸引	
一 六十人	樽趣人	夫手間
一 式千八百枚	樽板枚	
天文念参年寅甲	八月十六日	始
上棟御祝言	下行	
一 餅百廿		日御供之日記
一 鯛三懸		初日御城 二日同
一 弓弦布二端		三日時直 四日同
一 善之綱布二端		五日妙光 六日振宗
一 御幣布一端綿筋		七日一井 八日富前
		九日刀祢 十日辻
		十一日稻場 十二日河西
		十三日神子 下行米三升宛
貳貫百文		釘之代
拾石貳斗		捻下行
右		
上葺舞	殿聖御善	
手間此内	籠候也	
願主	太田新	左衛門尉時直
于時天文念三寅甲年	十月四日	造畢



裏面 釈文及び写真

続いて「当村氏子出之分」及び「同料足分」として、十八名の人びとによる米と銭の奉加の高を記す。その筆頭は中世漁村部の指導者に多く認められる「刀祢」を冠し、「神子彦三郎」や「祢宜大夫」といった神職名や「向紺屋」といった屋号を名乗りとする人物が見えるなど、中世後期における在地の人びとの交名として貴重である。なお、下段に「同氏子奉加分」と題して「振宗寺」を記すのは、領主側ではなく氏子側の寺であったことを示し、同名の曹洞宗振宗寺が井室に現存することとあわせ注目される。

裏面は、界線によって縦三十行、横三段に区画され、両端の行と二行目を広くとり、一行目に「宮造之次第」と題する。二行目の「天文廿三年（甲寅）山男始在所吉谷」以下、九行目の「天文念参年（甲／寅）八月十六日始」までは、「山男」や「大鋸引」「樽趣人夫」らによる屋根材の伐り出し、屋根に葺く桹板の整形に関する人工数等を記し、「田舎大工」に「六十六人作料」として三貫三百文と最大額の下行がなされている。

次に、上段に「上棟御祝言下行」として餅・鯛など上棟の祝言に用いられた五品目を書き上げる。その下段に「日御供之日記」として、十三日間にあたる三日と四日を担当する「時直」の前に位置するため、太田氏の上司にあたる三富氏のことと推測される。守護などに対する「御屋形」号と同様に、居城をもつて尊称としたのであろう。上山神社が鎮座する菅野集落東南の通称「城山」に菅野城跡がある。集落側の登城口に曹洞宗妙光寺が現存し、本木札記載の「妙光庵」の後身と考えられる。『丹後州宮津府志』『二色軍記』など近世地誌類は、三富氏が菅野村や泊村の城主であったとする伝承を載せるが、本木札は実際に三富氏が当社近くに居城を構えていたことを明らかにする点で城郭関係史料としても貴重である。

以上のように、本木札は、通常の棟札とは形状・書式とも異なるが、中世の神社造営史料として極めて豊富な情報を有する。とくに浦嶋社の棟札、

七所社修造棟札などとともに、室町時代の筒川荘における現地支配の実態を伝え、神社造営にかかわる在地の人びとや職人等の具体相を知るための基本史料として高く評価される。

（伊藤 太）

参考文献

・『伊根町誌』上巻・下巻（伊根町、一九八四・一九八五年）
・『造営にこめる願い／棟札にみる大工の世界』（京都府立丹後郷土資料館、一九九八年）



表面冒頭 太田氏の署名と花押



裏面部分 下段に「初日御城」

有形民俗文化財

山城の瓦製作用具

三九一点（指定）

附 製作瓦

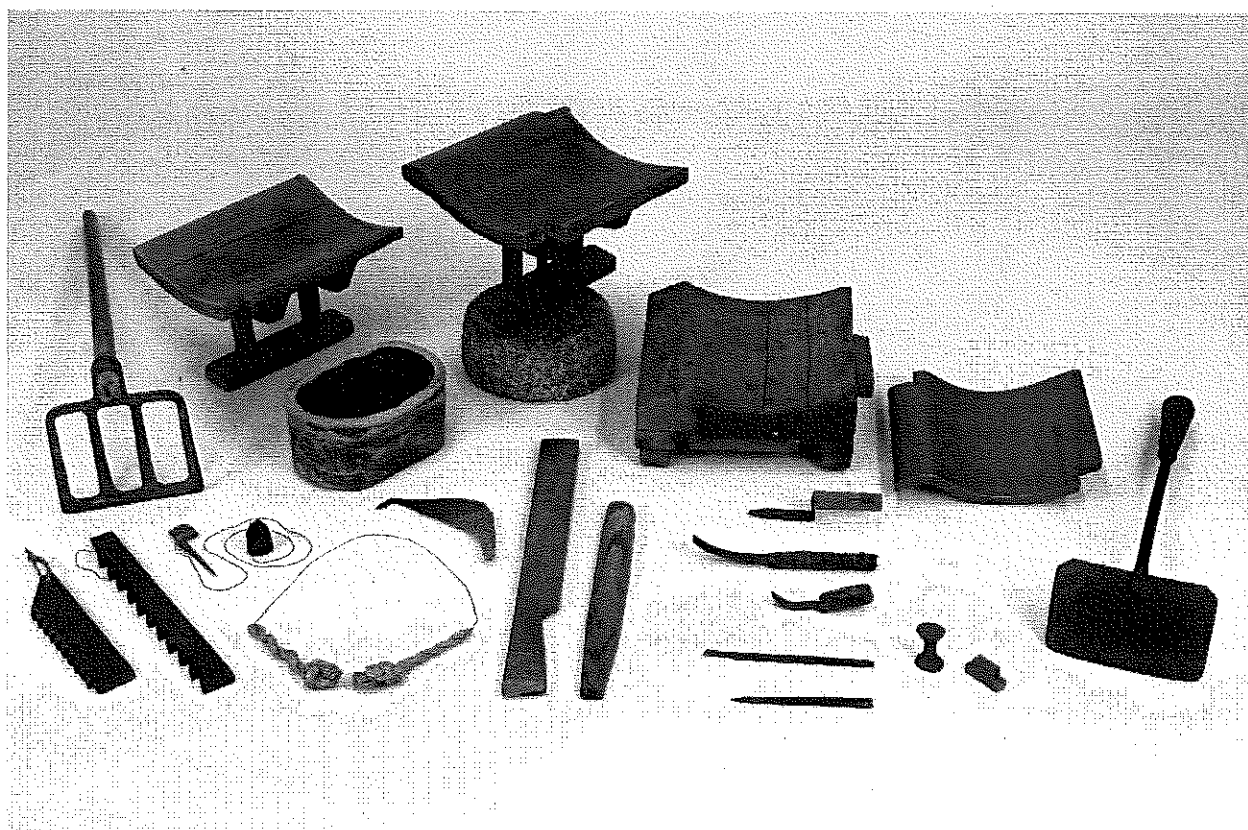
一二点

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府（京都府立山城郷土資料館保管）

日本で瓦の生産が始まったのは、飛鳥時代で、朝鮮半島から瓦工が渡来して技術が伝えられた。その後、寺院建築を中心に瓦製作が行われる中で技術的な発展を遂げるとともに、近江、淡路、播磨、讃岐など都の周辺地域で生産が行われるようになった。やがて、一枚作りの技術が考案され定着していくと、不揃いなく数多くの瓦を生産することができるようになった。さらに、江戸時代に入ると近江の瓦工西村半兵衛によって棧瓦が考案され、「江戸瓦」「簡略瓦」「ならべ瓦」といった呼称で広く民家を中心に用いられていった。現在も瓦屋根の多くがこの棧瓦を使用している。

日本の瓦葺には、「本瓦葺」と「棧瓦葺」の二種類がある。本瓦葺は、丸瓦と平瓦の組み合わせによって葺き上げるもので、寺院建築や城郭建築をはじめとする伝統的な建造物に多く用いられている。軒の反りや屋根の優美な曲線が特徴で、棟や谷部の風雨に対する対策や古瓦の再利用など高度な技能と判断が求められる。一方、棧瓦葺は、棧瓦のみによって葺き上げるもので、江戸時代以降民家の屋根に多く用いられている。本瓦葺に比べて建物の構造にかかる屋根重量が大きく軽減されることが特徴で、広く建物の瓦屋根普及に寄与した。

京都における瓦の製作は、飛鳥時代に遡る。その後、平安京造営にともなつて周辺に開窯した瓦窯で生産が行われた。十世紀後半になると、寺院などの修理や再建が増加して大量の瓦が必要となったが、平安京周辺の瓦



瓦製作用具（全体）

製作工房では増大した需要に対応することができず、地方産の瓦を大量に搬入して利用した。南北朝期に入ると、足利將軍家による寺院造営にともない瓦工組織が形成されて生産していたと考えられるが、応仁の乱による混乱で瓦工たちが散在するなど京都は瓦の産地として発展することはなかった。

桃山時代に入ると、豊臣秀吉の入洛前後から大仏瓦町（現在の東山区）と深草瓦町（現在の伏見区）を中心に瓦が生産されるようになった。そのきっかけは、方広寺の造営や伏見城の築城で、大規模建設事業の増加により播磨や河内など各地から瓦職人が集められ、良質の粘土が採取できる大仏や深草に開窯したことが始まりであったといわれる。その後、江戸時代を通じて瓦製作技術が発展し、棧瓦の発明と瓦屋根の普及にともない技術が周辺各地に伝播し、各地の需要状況にあわせてそれぞれ展開していった。京都南部の近世在郷瓦師としては、宇治乙方町の山田源左衛門、藤田市兵衛、相楽郡椿井村の井上太郎兵衛、相楽郡祝園村の清兵衛、相楽郡鹿背山村の三上源右衛門などが知られている。中でも宇治の山田源左衛門が最も早く寛文期（一六六一〜一六七二）に開窯すると、元禄期（一六八八〜一七〇四）に祝園村の清兵衛、鹿背山村の三上源右衛門らが続いた。宇治の山田氏は、代々源左衛門を名のり、平等院鳳凰堂や醍醐寺の修理をはじめ、宇治・八幡・大山崎・北河内方面など広範囲にわたる寺院造営や修理の瓦を手がけていた。また、源左衛門の工房では社寺用の本瓦を生産する一方で、大量の棧瓦を生産していたという。その背景には、防火対策のため町家を中心とする建物への瓦葺導入に伴う棧瓦の需要があったと考えられる。一方、鹿背山村の三上氏は、代々源右衛門を名のり、浄瑠璃寺、西念寺など寺院の瓦を多く手がけ、その範囲は相楽郡全域に及んでいる。のちに「瓦源」の屋号を用いる南山城地域を代表する瓦師として瓦の生産を行った。その後、幕末を迎えると、社会情勢の混乱にともない多くの生産

者が廃業に追い込まれ、明治以降も瓦の生産を続けたのは大仏・深草瓦師で数軒、京都南部では三上氏とその流れを継ぐ者だけとなっていた。その三上氏も、明治初期には道具などを他に譲って廃業した。

明治時代以降、瓦屋根の普及にともなう瓦の生産業者も増え、多いときには相楽郡内で一二〜一三軒もあったという。ただ、いずれも小規模経営で、機械化も遅れ、昭和三〇年代に大量生産される淡路瓦が入ってくると思根葺業などに転職していった。それでも鹿背山は、瓦製作の技術が伝承され、昭和末期まで生産が続けられていた。

次に、瓦の製作工程であるが、現在そのほとんどが機械化され、産地では大量生産されているが、かつては瓦一枚一枚が手作りで製作されていた。それには、①ツチオコシ（土起こし）からはじまり、②ミスアワセ（水合わせ）、③ツチフミ（土踏み）、④タタラモリ（タタラ盛り）、⑤タタラトリ（タタラ取り）、⑥アラジガタメ（荒地固め）、⑦ジガラキリ（地瓦切り）、⑧ミガキ（磨き）、⑨カンソウ（乾燥）、⑩カマヅミ（窯詰み）、⑪カマタキ（窯焚き）、⑫カマダシ（窯出し）の工程があった。大正期の頃まで行われていた手作りの瓦製作工程の概略は以下のとおりである。

採取して一年ほど風化させた粘土をフロに入れ、水を加えて良く練り、長さが二〜三メートルで、幅は瓦の長さに粘土を盛ったタタラと称する壁を作る。その後、瓦の厚さにあわせて薄く引き、アラジ（荒地）という瓦状の粘土板にする。アラジを一日ほど乾燥させた後、瓦の寸法と同じ整形台に載せて、回転させながらカマを使つて余分な土を切り落とし、整形にするとともに、タタキイタで叩き締める。適度に乾燥すると、タタキイタで再度叩き、ヘラやコテで磨いた後、瓦の裏にはヒガキで波紋を付ける。これは、屋根に葺く際に瓦と土が密着してズレ落ちないためである。その後、さらに乾燥させる。よく乾燥させた瓦をダルマ窯の中に火の回りが良いようにならば、一昼夜ほどかけて焼き上げる。その後燻し焼きして

から、完全密閉状態で冷却する工程を経て窯から取り出す。

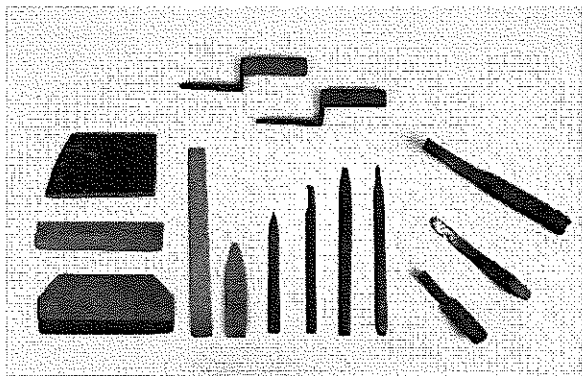
現在は、土を練って瓦状の粘土板を作る作業に真空土練機やプレス、焼成にガス窯などを使用して生産しており、人の手による作業工程は少なくなった。また、瓦の産地である三河や淡路方面から仕入れることが容易になり、瓦製作そのものが鬼瓦など特殊な役物を除けば行われなくなりつつあるのが現状である。

本資料群は、山城郷土資料館が開館当初から今日まで木津川市や京都市の瓦製作業者の理解と協力を得て、明治時代から昭和末期まで使用された瓦製作の用具を中心に、総合的網羅的に収集整理したものである。木津川市鹿背山の浦田家から製作用具一九一点、製作瓦一二点、同山城町上狛の中津川家から製作用具一四六點、京都市伏見区の浅田家から製作用具五四点、計製作用具三九一点、附製作瓦一二点である。戦後、機械化と京都以外の地域で大量生産された影響により、京都の瓦製作が急速に変容消滅していく現状にあつて、失われつつある山城地域における瓦製作工程を具体的かつ網羅的に知ることができる欠くことのできない貴重な資料群である。

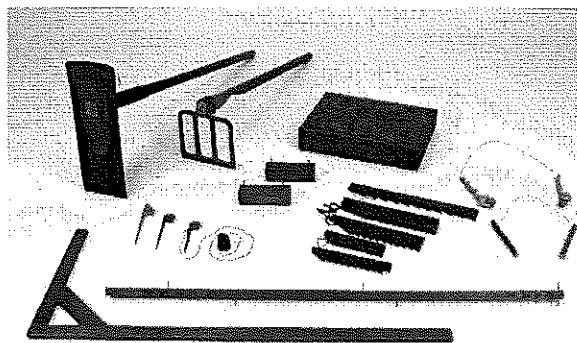
(向田明弘)

参考文献

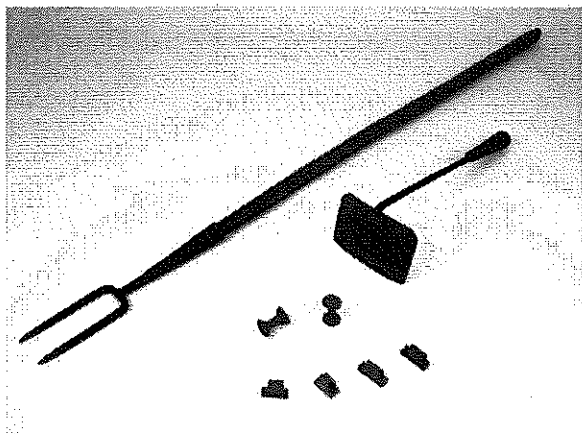
- ・森郁夫『ものと人間の文化史二〇〇 瓦』(法政大学出版局、二〇〇一年)
- ・印南敏秀『京文化と生活技術―食・職・農と博物館―』(慶友社、二〇〇七年)
- ・井上新太郎・太田博太郎『本瓦葺の技術(復刻版)』(彰国社、二〇〇九年)
- ・寺本光男『深草瓦師資料』(株式会社寺本甚兵衛製瓦、二〇一〇年)



磨き関係用具



土採取及びタタ盛り関係用具



焼成関係用具



整形関係用具



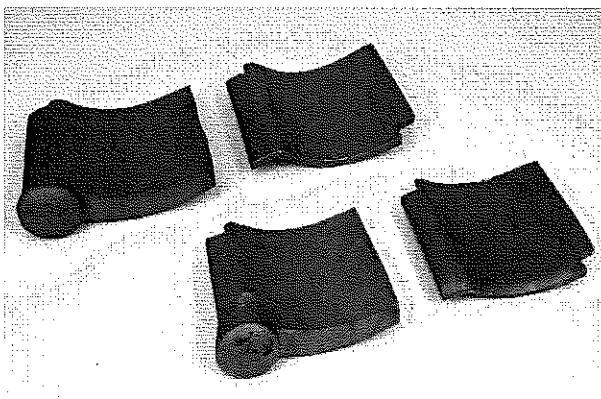
叩き板で棧瓦^{あらじ}の荒地を叩き締めているところ
(写真：京都府立山城郷土資料館提供)



コテで棧瓦^{しらじ}の素地を磨いているところ
(写真：京都府立山城郷土資料館提供)



焼成のようす 浅田製瓦工場
(写真：中村隆氏提供)



製作瓦



焼成のようす 浦田製瓦店
(写真：京都府立山城郷土資料館提供)

その1(指定、決定、選定、(認定))

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成26年4月1日)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財 (認定1)	有形民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総合計
		建築物		美術工芸品										風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計						
		件数	棟数 (基)	絵画	彫刻	工芸品	書籍文庫	古文書	考古資料	歴史資料	小計															
指定	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1			△2 15	1		△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2	11	△6 40	15			△6 55	
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		△1 2	1		△1 17			2	4	6	2	3	1	6	△3 38	9			△3 47	
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2			1	△1 1	△2 10		1	1	△1 6	△1 7	2	△1 3	1	△1 6	△5 31	11			△5 42	
	60	△2 7	△4 11	3	3	2		△1 2	1		△1 11						2	1	2	5	△3 23	4			△3 27	
	61	△1 10	△15 39		1		1	1			3						△1 2	1	△1 2	△2 5	△3 18	5			△3 23	
	62	3	8	3	3			△1 4	2		△1 12						1	1	1	3	△1 18	4			△1 22	
	63	△1 3	△6 11	3	3	1		3	1		11	(認定1) △1 2	△1 1					1	1	2	△1 16	1	(認定2) 1	1	△1 18	
	元	4	9	2	1			△1 2	1	1	△1 7							1	1	2	△3 16	1			△3 17	
	2	1	1	1	△1 1	4		5	1		△1 12			3		3		1	1	2	△1 18	2	(認定2) △2 2		△3 22	
	3	6	△1 12	3	2	4	2	1			12	(認定4) △3 4									△3 22		(認定1) △1 1		△4 23	
	4	△1 4	△4 16	1	1				1		3						1		1	2	△1 9	1			△1 10	
	5	5	13	1	1	1	1		1		5							1		1	11	1			12	
	6	2	9	2	2	1		3		1	9	(認定2) △1 2					△1 1			△1 1	△2 14	1			△2 15	
	7	2	6		2	2		2	1	2	9	(認定2) △1 1									△1 12	1			△1 13	
	8	3	6	2	△1 2	1		2		2	△1 9										△1 12	2	(認定2) △1 2		△2 16	
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1	8	1					1			1	13	1			14	
	10	3	14	2	1	1		1	1	2	8								1	1	12	1			13	
	11	2	17	2	2		1		1		6							1		1	9	1			10	
	12	△1 3	△1 12	2	△1 1	1		2	1	△1 1	△2 8						1			1	△3 12	1	(認定1) △1 1		△4 14	
	13	5	20	2	1	1	1	1		1	7						1			1	13	1			14	
	14	4	11	1	△1 1	△1 1	1	1	1	1	△2 7						1			1	△2 12	1			△2 13	
	15	3	10	1	1	△1 2	△1 2		2		△2 8								1	1	△2 12	1			△2 13	
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	8	(認定1) 1							1	1	13	1			14	
	17	3	3	2	1	1		1	1		6	(認定2) 1					1			1	11	1			12	
	18	2	11	△1 3	1	2	1		1		△1 8							1		1	△1 11				△1 11	
19	2	4	2	1		2				5			1		1					8	1	3		12		
20	1	4	1	1	△1 1		1	1		△1 5	(認定3) △1 3					1			1	△2 10			2	△2 12		
21	2	10	2	1				1	1	5										7			2	9		
22	2	2	2	1	1		1			5	(認定4) 2					1			1	10			1	11		
23	1	9	1	1			1			3										4			1	5		
24	4	6	1	1	1			1		4	(認定1) 1									9				9		
25	2	4	2	1			3			6		1								9				9		
計	△11 120	△43 351	△2 60	△4 51	△3 43	△2 16	△5 45	△1 23	△1 14	△18 252	(認定22) △7 19	△1 3	△1 8	△2 13	△3 21	△2 24	△1 18	△1 16	△4 58	△44 473	68	(認定8) △5 7	9	(認定30) △49 557		

(注) (1)建築物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2)△印は、重要文化財等に指定又は文化財の損失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3)▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の損失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(4)無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

その2(登録、合計)

(平成26年4月1日)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合計	文化財環境保全地区（決定）	選定保存技術（選定）	文化的景観（選定）	総合計
		建造物		美術工芸品		文書		古書		考古資料				風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計						
		件数	棟（基）数	絵画	彫刻	工芸品	書籍	文書	古資料	史資料	小計															
登録	57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1			▲2 12					6	6					▲4 43				▲4 43
	58	7	11		2	1					3				4	4		▲1 5	▲1 5	▲1 19					▲1 19	
	59	▲1 11	▲1 15		2						2				5	5			1	1	▲1 19					▲1 19
	60	5	11		2						2		1	1	5	6					14					14
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9					23					23
	62	4	10			2		2			4		2	5	1	6					16					16
	63	1	5											4	1	5					6					6
	元	2	8		1						1		4	2	3	5					12					12
	2	2	2	2							2		1		3	3					8					8
	3	1	1												2	2					3					3
	4	▲1 4	▲1 5					3			3				2	2					▲1 9					▲1 9
	5	1	1												2	2					3					3
	6	2	3												1	1					3					3
	7	2	3											1		1					3					3
	8	1	1											1	1	2					3					3
	9	1	4											1	2	3					4					4
	10	1	2										2		1	1					4					4
	11	1	1				1				1		2		1	1					5					5
	12	1	1												1	1					2					2
	13	1	1											1		1					2					2
	14	1	1												1	1					2					2
	15	1	1											1		1					2					2
	16	1	1																		1					1
	17	2	3																		2					2
	18													1		1					1					1
	19	1	1																		1					1
	20	1	1																		1					1
	21														1	1		1		1	2					2
22																										
23	1	3							1	1								1	1	3					3	
24	1	2																		1					1	
25	2	4		1						1										3					3	
計	▲4 90	▲9 155	8	▲2 11	9	1	8	1	2	▲2 40	(認定22) 19	12	24	46	70		1	▲1 7	▲1 8	▲7 220		(認定30) 68			▲7 220	
合計	▲11 210	▲43 506	▲2 68	▲4 62	▲3 52	▲2 17	▲5 53	▲1 24	▲1 16	▲18 282		▲1 15	▲1 32	▲2 58	▲3 81	▲2 24	▲1 19	▲1 23	▲4 66	▲44 693	▲5 68			(認定30) 7	▲49 777	

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) ▲印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（第三十二集）

平成二十六年十一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課